

令和 7 年 2 月 25 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 5 号



令和 7 年 2 月  
第438回長野県議会(定例会)会議録 (第5号)

令和 7 年 2 月 25 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こど も若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 事	片 桐 美 代 子
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 査	池 田 光
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 任	東 方 啓 太

## 令和7年2月25日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）おはようございます。トップバッターは経験がございませんが、私の実の経験を基に質問を組んでまいりましたので、いましばらくお付き合いをいただきます。

さて、令和7年の年が明けてはや2か月が過ぎようとしております。皆様方におかれましては、大変お忙しい年始を過ごされておいでのこととお察し申し上げますが、数多くの会合に出席する中で、本年が昭和100年、戦後80年の節目の年であることを耳にされた方も多いのではないのでしょうか。

今回の知事の提案説明でも触れられておりましたが、戦後80年を迎える中、改めて平和の尊さを深く胸に刻むとの御発言と、先月末に長野県戦没者遺族会主催の沖縄「信濃の塔」での式典に御参列いただきましたことに、心より感謝を申し上げます。遺族の皆様をはじめ、訪問がかなわずに旅立った仲間も、心から喜んでいることと思います。

私が戦争についての語り部の質問を申し上げたのが7年前。日本傷痍軍人会の解散と戦没者遺族会の高齢化への問題意識から質問を申し上げましたが、それからの会員の減少は著しいものがあります。しかし、冷静に考えてみると、戦没者遺族の会員が増える条件は、戦争が起こり、戦死者が出なければ起こり得ないことですので、戦没者遺族会の会員の減少というものは、長きにわたり平和を享受させてもらっていることと同等でありますので、ある意味喜ぶべきこ

となのかもしれませんが。

戦争の経験は、二度と戦争を起こさない国家の誓いとして後世に語り継いでいかななくてはならないことである一方、苛烈を極めた体験を思い出したくないがゆえに、自らの子や孫に体験談を語らずにこの世を去ってしまう方が多くいることも事実であり、今を生きる世代としての難しさも感じております。深く胸に刻み語り継いでいくことの重要性を考え、遺族の方々が年を追うごとに少なくなっていく中で、行政としてどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、まず知事の御所見をお伺いいたします。

戦争経験者の観点で申し上げますと、この後申し上げます糸洲の壕に配属された積徳高等女学校のふじ学徒隊生還者22名の中で最後まで御存命であられた方、名城文子様は、今年の11月、97歳の生涯を閉じられました。私は参列ができませんでしたが、盛大で、かつ厳かであった御葬儀の内容を現地の方よりお伺いした際には、もう会えないのかと思うと同時に、「私は戦争につながる全てのものが嫌いなのです」と語られていたお姿を思い出しました。

ちなみに、短編ドキュメンタリー映画となっている「ふじ学徒隊」での証言において、「妹を亡くした私は、思い出してしまうので、ふるさとに関わる全ての歌を歌うことができません」と述べられています。私はこのDVDを学校・団体等の放映用の権利つきで持っておりますので、御興味がおありの方はお申しつけください。

そのふじ学徒隊が配属された糸洲の壕について、先月末、長野、沖縄両県知事と、県議会からも多くの方が御出席された佐久市の事業、糸洲の壕学習環境整備事業についてお伺いいたします。

この事業は、佐久市議会からの提言を受けて佐久市が行った事業ではありますが、沖縄県という他の自治体で、しかも民地における整備事業という異例の事業でありました。とかくできない理由を探しがちな行政にあつて、ある意味壁を越えたすばらしい事業であったと思っています。加えて、鎮魂の碑はあれど、長きにわたって荒れていた壕の整備に対して、沖縄県と現地の糸満市並びに住民の皆様の御理解があつてのことと、感激に堪えません。

私に託された資料の中に、昭和61年2月13日に長野県遺族会会長と長野県遺族会青壮年部長の連名で沖縄県知事に提出された陳情書の写しがあります。内容を見ると、壕内に家畜の汚物を流さぬように配慮を求める内容と、遺骨と遺留品の収集を願う趣旨ではありますが、願意の中ほどに、洞窟中央に進んだところ、原型のままの遺骨が発見されたとあります。ここで、ふじ学徒隊の内容に戻って考察すると、米軍の総攻撃中に出された学徒隊解散の命令に背き学徒に対して解散命令を出さなかった小池勇助軍医は、総攻撃が弱まった6月の26日に解散命令を出し、「絶対に死んではならない。あなた方は明日の日本を担う任務があるのだ」と言って、一人一人と握手をして送り出すわけです。

その後、米軍が投下した物資が入った缶の中に小池隊長が好きだったたばこを見つけた学徒の1人が、届けるために壕に戻ったときには、青酸カリを飲んで自決されていたことを考えると、この中央に進んだところの原型のままの遺骨は小池軍医かと思いましたが、御遺骨は昭和45年に元学徒隊と元衛生兵によって収容されているとのことでした。

しかし、この陳情書からは、終戦から41年、本土復帰から14年の後でもこのような状況があったことを知ることができます。戦後生まれが大半となったことは不幸ではありませんが、事実が風化してしまうことはあってはならないことと考えます。事業を行った佐久市の思いとしても、平和について深く考える一助となれば幸いと捉える中、今後県としてはどのように関わっていかれるのか。こちらは健康福祉部長にお伺いいたします。

平和学習の重要性を思う中、風間県議の代表質問への答弁で市町村や学校を巻き込んでいくとされた若者の交流についてですが、両県にとって戦争と平和というものは欠くことのできないテーマでありますので、今後の展開に御期待申し上げます。

一方、若者が沖縄に行くと考えるときに真っ先に思いつくのが、修学旅行です。私は、常々、与えられたものより勝ち取ったもののほうが強いと考えながら生きておりますので、「修学旅行で沖縄に行きます」という状況から事前学習を行うのと、沖縄で起きた惨状を学んだ後に沖縄に行き先を決めるほうが、より修学が進むと考え、何度も提言しようと思いましたが、現状をお伺いすると、航空券の手配や宿舎の状況を考慮すると、入学と同時に行き先を決めない間に合わないといった内容を知ります。難しさを感じますが、この件について教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、昨年2月に取り上げた公的機関が保管する戦争関連資料の提供についてお伺いいたします。

昨年の2月定例会でお伺いした内容を私の県政レポートに載せ、配付を行ったところ、かなり多くの方からお問合せをいただきました。そのうちの一つのエピソードですが、県に問合せを行って、亡くなった方の資料の提供を受けます。その時点で目的は達成されているのですが、その資料には、お亡くなりになった方と関係の深い方の情報が掲載されていたそうです。そして、その方の元を訪ねると、実はどこの誰だか見当がつかないためどなたにも渡せず保管している物がございまして、大切にされていた物を受け取って帰ってこられた内容を伺いました。大変驚いたのと、次の世代に思いをつなぐことができる重要な事業であることを再認識いたしました。現状はどのようになっているのでしょうか。また、戦没者遺族会と連携を図りながら進める答弁をいただく中で、さらに強化していただきたいと思います。御所見を健康福祉部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、戦争と平和に関連して、これから戦争の記憶や歴史を語り継いでいくことの重要性を踏まえて、行政としてどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

今日の我が国の平和と繁栄は、多くの先人の皆様方の苦難の歴史の上に築かれたものというふうに考えております。戦争でお亡くなりになられた方々をはじめ、多くの方々の苦難の歴史、そして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、こうしたものをしっかりと引き継いでいくことは我々の重要な使命だというふうに考えています。

県としても、子供たち向けに戦争の歴史を説明するパンフレットを作成させていただいたり、また、長野県の戦没者追悼式には、近年では地元の学生にも参加いただいて、若い世代の皆さんにも戦争の記憶を学ぶ機会の充実を図ってきているところであります。

また、満蒙開拓平和記念館の施設整備に当たりましては、県としても支援を行わせていただいたところでありますし、県立図書館の信州デジタルコモンズで体験者の聴き語り動画を掲載しております。こうした取組を通じて、記憶の継承にこれからもしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

今回、私も沖縄を訪問させていただいて、信濃の塔、それから糸洲の壕、追悼式等に参加させていただいたわけでありますけれども、改めてこの戦争の記憶、歴史を語り継いでいくことの重要性を認識させていただきました。遺族会の皆様方におかれては、平和の語り部事業を進められていくというふうに伺っておりますので、こうした取組にぜひ県としても協力していきたいというふうに考えております。

直接戦争の体験をされた方が少なくなっている中、残された時間は大変少ないと思っておりますので、県としてもしっかりと後世につなげることができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、佐久市糸洲の壕学習環境整備事業に対する県の関わりについてでございます。

戦争体験者の高齢化や戦争を知らない世代の増加により、戦争の記憶の継承が課題となる中、佐久市による糸洲の壕学習環境整備事業は、本県ゆかりの方の施設を整備し、戦争の記憶を後世に伝える有意義な事業であったと認識しております。県としても、多くの皆様方が糸洲の壕に足をお運びになり、戦争の悲惨さを肌で感じ、平和について改めて考える場となることを期待しております。

今後、県としては、まずは県民の皆様が糸洲の壕について知っていただくことが重要と考え

ますので、先ほど知事の答弁にもありました平和学習のためのパンフレットに糸洲の壕についても掲載し、広くその知名度の向上を図ることなどを通じまして、本県から沖縄に旅行される皆様に糸洲の壕に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

次に、軍歴関係資料の提供についてでございます。

これらの資料につきましては、軍人・軍属御本人や配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族から軍歴資料の調査の申請があった場合に該当資料の写しを交付しており、令和4年度は114件、令和5年度は148件の申請があったところでございます。申請の多くは、子、孫世代の方からで、利用目的の多くは、記録の保存、家系図の作成となっております。今年は戦後80年の節目の年となり、関心の高まりが予想されることから、さらに多くの申請があるものと予想しております。

軍歴関係資料の提供につきましては、県や厚生労働省のホームページにおいて案内しているところでございますが、今後、県遺族会とも連携し、各種行事の場におけるチラシ配布などさらなる周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）沖縄への修学旅行についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、修学旅行は様々な学習をした後に行き先を決めるのが望ましいと思えますが、全国から沖縄への修学旅行のピークは、気候や費用等を勘案して10月から12月に集中しており、令和5年度は、この時期に、全国で930校、約20万人の高校生が訪れている状況でございます。本県もこの時期に多くの高等学校が実施していると承知しております。このため、航空券や宿泊先の早期確保のため、入学当初、生徒に行き先のアンケートを取って希望を取りまとめ、1年生の早い時期に行き先を決めて予約する必要があるのが現状でございます。

行き先は早期に決めるものの、事前学習等は様々に行われており、例えば、沖縄への修学旅行に向けて松代大本営や無言館等への訪問、戦争や平和に関するテーマに応じた調査研究、グループ別コースの計画立案、生徒による旅行のしおりや学習資料の作成など、有意義かつ主体的な旅行となるよう取り組まれている状況でございます。

このように、各高等学校においては、修学旅行に向けた学習の充実を図り、生徒にとって行かされる旅行ではなく、行きたい旅行となるよう工夫をしていると承知しているところでございます。

以上でございます。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）現在の糸洲の壕に行かれた方は、今の状況を見ていただいたと思います

が、現状では大型バスの乗り入れができないわけです。現地にて語り部をされている方からは、何とかならないものかという要望もあったことを御報告いたします。今回の佐久市の事業によって、今後平和について考える方が大勢訪れれば、隣接する国道331号線から直接アクセスできる時代も来るものと想像しながら、質問を移ります。

知事の提案説明において、学校の改革、教員の処遇改善と業務削減、学校と地域等との連携・協働などを一体的に推進し、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めるとの発言があった一方で、教育委員会の予算資料では、知事にも学校の応援団になってもらうとの記載があります。学校の改革や誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを実現するためには、教育委員会が主体的に取り組むことはもちろんであります。知事も深く関わって取り組んでいく必要があると考えます。どのように関わっていかれるのか、知事にお伺いいたします。

また、教育委員会の来年度当初予算のポイントとして、教員の業務の削減・効率化が挙げられています。

昨年の文教委員会で、OECDの国際教員指導環境調査の報告の中から、中学校の教員の勤務時間は1週間で56時間、これは教頭先生はもう少し多いはずですが。授業のこまは決まっているので、18時間。残りの38時間は何をしているのか。この授業以外の時間の削減の必要性を伺うと、学校現場においても、これ以上何を縮減すればいいのか、手詰まり感があるのも事実と涙ながらに答弁されていました。現場サイドでは手詰まりと回答しているのに対して、教育委員会からは、来年度、13の新規事業が提出されています。また、平和教育や金融、デジタルや包括的性教育など、従来の教育から大きな転換が求められていることを考えると、教育分野の業務が増えていることは間違いありません。

教育委員会や学校における本当に必要な業務を残す一方で、縮減すべき業務を取りやめるため、教育分野における事業仕分けのような外部の視点を取り入れた業務の削減が必要な時期に来ていると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

会派で戸田市の教育委員会を視察した際に、戸ヶ崎教育長、この方は中央教育審議会のメンバーですけれども、公教育は統一された教育ではないとの発言を伺ったことと、本県の武田教育長も今までの当たり前を当たり前と考えない教育と発言されています。

今までの当たり前を当たり前と考えない教育を実現していくためには、小中学校を所管する市町村教育委員会における取組が重要となってきますが、県教育委員会教育長の立場から、今後、市町村教育委員会とどのように関わりながら取り組んでいかれるのか。

加えて、令和8年度中に取りまとめが行われるとされる学習指導要領の改訂は、教員のために実施されるものなのか。また、教育課程特例校など学習指導要領の一部について柔軟な取扱いが可能となる学校がある中で、本県における学習指導要領の位置づけについて。ここまで2

点、教育長にお伺いいたします。

その一方で、今年10日に行われた「ともつくフォーラム」において、知事から学習指導要領の廃止との発言がありました。これはどのような背景からの御発言であったのか。また、教育の独自性を担保しつつ、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることについてのお考えを知事にお伺いいたします。

最後に、毎年文教委員会と長野県校長教頭組合との懇談会が行われますが、その内容は、現場が非常に疲弊している報告がメインであり、ウェルビーイングとは程遠い懇談でありました。児童や生徒のウェルビーイングを実現するためには、まず実現させる側の教員のウェルビーイングを実現する必要があると考えますが、教育長のお考えをお示しいただきます。

質問を続けます。情報の発信について項目を立てました。1月の臨時会の質疑でこの場に立ちましたけれども、その際は提出議案に限定されていまして、信州地酒ブランド魅力発信事業についてお伺いいたしました。以前より、情報の発信について様々な質問を組み立ててまいりましたが、今回は、ただすばかりではなく、提案を申し上げます。

県の施策が県民に届いていない現状が、政治をシンプルに感じさせない大きな要因であることは間違いないのですが、対外的な発信を行う手法として、視察に来た方に発信してもらったかどうかというものであります。例えば、視察に訪れた方が物すごく斬新で魅力的な施策に出会います。最近の問題点ばかりが注目されますが、政治家はSNSを使って発信する機会が多く、一定程度のフォロワーも持っています。この人たちからの発信は強烈に拡散されるものと実感しています。ただ、生ぬるいものであっては引きつけられないので、強烈にするためには、まず、来た人からお金を取ったらどうかと今日まで考えて調べてきました。

以前行った視察で料金を徴収されたときに、お金を取るのかよと思ったのですが、それから時間がたって、逆に当たり前の時代も来るのかなというふうにさえ思っています。これは、条例を定めることで可能のようではありますが、実質手数料と実費の徴収ですので、インパクトが薄い印象を持ちました。

しかし、他の行政視察の例で申し上げますと、基準額が1人につき2,000円です。ただし、町内の宿泊施設に宿泊する者は1人につき1,000円、これは半額ということですが、こういった面白い事例も目にします。これは、お金を頂くことが目的ではなく、せっかくお金を払ったならそれ以上に得るものを得ようと、私のどこか薄汚い心から立てた質問ではありますが、手詰まり感のある広報の強化の観点から、県が自ら発信するだけでなく、訪れた方から自発的に発信してもらった観点を広報について考えていただいてもよいのではないのでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）教育と情報発信について4点御質問を頂戴いたしました。

まず、教育、学校の改革を進めていくためには、知事も深く関わって取り組む必要があると考えるかどうかという御質問であります。

私は、教育についてはいろいろなところで相当口出しをさせていただいています。教育委員会には教育委員会の権限があるわけではありますが、一方で、選挙で選ばれている立場として、やはり教育に対する県民の皆様方の期待は非常に強いものがありますし、また一方で、様々な分野、例えば子育て支援や子供の自殺対策を進めていく上でも、学校との関係が非常に重要でありますし、さらには、産業界が希求している人材の確保という観点からも、私としては、教育について大いに発言をし、教育委員会にもいろいろな検討を求めていくことが必要だというふうに思ってこれまでも取り組んできています。

学び円卓会議の設置や教育委員会の県立高校の特色化懇談会にもオブザーバーでずっと参加させていただき、議論を聞かせていただくと同時に、私の思いもお伝えさせていただいているところであります。

私としては、教育委員会との関係でやらなければいけないことは大きく二つあると思っています。

一つは、予算編成権。予算案をつくる権限は私に専属しておりますので、教育委員会としっかり連携を取りながら必要な予算措置を行っていくということでもあります。新年度予算案におきましても、教育分野についてはかなり力を入れて編成させていただいたところでございます。

それからもう一点、教育委員会、あるいは学校の先生は、かなり強度に政治的行為が制約されている。思ったことがあってもなかなか言えないという形になってしまっていますので、例えば国に対していろいろな主張をしていくことや、先ほどお話があった学校の業務を負担軽減していくためには、やはり保護者の方たちや地域の皆さんの協力が不可欠であります。こうしたことを県民の皆様方に対して求めていく、ある意味、学校だけが責められるのではなくて、私も一緒に責められるような立場になりながら学校の負担軽減に努めていくといったようなことに取り組む必要があると思っています。

武田教育長には、教育の内容に責任を持って取り組んでいただいておりますので、しっかり連携しながら対応していきたいと思っています。

続いて、外部の視点を取り入れた教育分野での業務削減についてという御質問であります。

これは、一言で言って必要ですということでもあります。まさに御質問にあったとおりであります。学校では、これまでもいろいろな検討を繰り返し行ってきたところではありますが、もはや学校だけの検討、教育行政だけの検討ではなかなか先に進まなくなってきたのではないかというふうに私も受け止めております。

例えば、部活の地域移行も含めて、やはり地域の皆様方がどうやって協力していくのか。協力するためには、やはり私としては学校の垣根を低くしてもらわなければいけないと思いますが、そうしたことを考えると、教育関係者や学校関係者だけで在り方を検討するというのではなくて、広く外部の方々も一緒になって議論する枠組みが必要ではないかというふうに思います。御提案いただきましたので、実効性ある取り組み方については、教育委員会とも相談しながら考えていきたいと思っています。

続いて、学習指導要領について、廃止発言の見解と、教育の独立性を担保しつつ誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることについての見解という御質問でございます。

先日の「ともつくフォーラム」において、参加者全員で「私がつくりたい理想の学びは何ですか」という議論をしておりました。その中で、私としては、幾つかありますが、一つは、やはり子供たちが楽しく学ぶことが大事だということで、そのためには、あてがいぶちと言う言い過ぎかもしれないですけども、例えば、何年生の何学期はこれをやらなければいけないという決められたカリキュラムではなくて、もっと柔軟に、カリキュラムは子供たち自らがつくっていくということが必要ではないか。そうしたことを実現するためには、今の学習指導要領は非常に縛りが強いのではないかという問題意識の中で、学習指導要領を廃止してはどうかという提案をさせていただいたところでございます。

もちろん、文科省の皆さんといろいろとお話をする中では、いろいろな工夫をされている学校がありますので、現在の学習指導要領の中でも一定程度柔軟な教育ができるということは私も承知しております。ただ、私は、教育は極力分権的であるべきだと思いますので、本来、何をどう教えるかは、子供たちに身近な人たち、学校の先生たちが、どういう教育をやるのか、どういう工夫を凝らすのか、もっともっと自由に主体的に考えていくことができるようになる必要があるのではないかという思いでございます。

また、人間は、与えられてしまうと、あるいはこの枠組みでやりなさいというふうに決められると、そこで思考停止してしまいます。こうしなければいけないのだということで、豊かなアイデア、子供たちにとって望ましいアイデアが出にくくなるのではないかと。そういう観点で学習指導要領を廃止するということも考えられるのではないかと申し上げたところでございます。

もとより、これは制度的には非常にしっかりと位置づけになっているので、私がこうやって言うだけでは変わらないという状況ではありますが、しかしながら、私としては、やはり教育をもっともっと分権型にしていくという発想でこれからも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

それから、教育の独立性を担保しつつ主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることに

ついて。

現行制度において、公立の小中高校等に係る教育行政については、首長から独立した教育委員会が責任を負っているわけであります。一方で、例えば私立学校や高等教育などは知事部に権限と責任があるわけであります。そういう意味では、教育は全て教育委員会だということでは全くないというふうに思っていますし、先ほど申し上げたように、いろいろな分野と教育行政は密接に関係しているわけでありますので、私の立場としても、教育委員会といろいろ相談したり協議をしたりしながら、この教育や学びをしっかりと進めていくことが必要だというふうに思っております。

ただ、先ほども、学習指導要領の廃止というある意味過激な発言をさせていただいていますが、これからの制度論としては、本当に今の教育委員会制度がいいのか。教育委員会と首長の関係性の在り方や県費負担教職員制度など、こうした長らく続いている教育行政の制度や財政負担の制度についても、教育の在り方がこの社会の激変の中で大きく変わらなければいけないときに、もっともっと柔軟にすべきところがあるのではないかというふうに思います。そうした問題意識を持ちながらこれからも知事として取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後は、情報発信についてであります。県外から来た人に発信してもらってはどうかという御質問であります。

そうした考え方もひとつ重要な視点だというふうに思います。しかしながら、まず来てもらう、視察に来てもらう、長野県の取組を知ってもらうためには、やはり私たち自身の発信、伝わる広報をしっかりとやらなければ、これは、ここ最近県議会の皆様方から重ねて指摘されておりますので、何とかしなければいけないというふうに思っております。

来年度の予算編成方針の中にも、原案にはなかったのですが、私のほうでこの広報を重点項目に入れて、今回の予算案になっているところでございます。ただ、これは予算があればいいという話では全くないと私も思っておりまして、今回一つの工夫として、発信力のあるインフルエンサーの皆さんにぜひ発信してもらいたいというふうに思っております。

昨年1年間、若い人たちをはじめとする県民の皆様方と対話を行う中で、多くの人たちが自分で発信しています。SNS等でいろいろな発信をされていらっしゃいます。中には、フォロワー数が数万人というような若い人たちもいるわけでありますので、そうした皆さんに県の施策の発信をしてもらうことができないだろうかという問題意識で検討してきました。

来年度予算案には、この若手インフルエンサーを活用した情報発信事業ということで予算案を計上させていただいているところでございます。20人、30人の発信力のある若い皆さんとぜひ一緒にこの長野県の取組、伝わる広報を実現できるようにしていきたいというふうに思っ

います。

また、こうした皆さんと一緒に発信することで、我々自身の発信力の課題というものも見えてくるところがあると思いますので、そうした部分については、我々自身の発信、広報の在り方についても改善できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この情報発信は極めて重要な課題だというふうに認識しておりますので、新年度に向けてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には4点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、教員業務の削減・効率化に取り組んでいくこととした経緯についてでございますけれども、昨年義務教育課長が発言した学校現場における手詰まり感については、私も同様に感じていたところでございます。

学校現場は、限界に近いところまで業務の削減をしてきているという認識を持っております。さらに学校現場の業務を削減していくためには、学校の努力だけでは削減できない業務を見直していく必要があるというふうに考えております。

このため、まず県教育委員会が教員の業務の削減・効率化に直接的に関わるにはどうしたらよいかという観点で事業を見直してまいります。小中学校等に対して実施している年間約100件の調査報告のうち、3分の1について廃止及び見直しを行います。また、例年実施している会議や研修会の在り方を見直します。指導主事等による学校訪問は、学校のサポートに重点化いたします。また、学校業務の効率化を図る観点から、県立高校における電子採点システムや県立高校の入学者選抜インターネット出願システムを導入するなど、情報技術の活用にも着手してまいります。来年度はこれらを行います。今後さらなる学校業務の削減・効率化を進めるため、前例にとらわれず取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、市町村教育委員会とどのように関わっていくかというお尋ねでございます。

戸田市教育委員会では、教育長のリーダーシップの下、産学官との連携をはじめとした社会に開かれた教育の実現を目指し、様々な改革を行っていると思っております。

教育課程の編成権は学校にあり、また、市町村教育委員会は設置者として小中学校の教育内容等について学校と共に特色化を図っていくことが可能であることから、学校づくりの主体は学校や市町村教育委員会であると認識しております。県教育委員会の役割は、そうした取組を進める学校や市町村教育委員会を支援し、互いに考えていくことであると考えております。学校や市町村教育委員会がそれぞれの地域の特徴を生かしながら存分に学校づくりを進めることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学習指導要領の改訂と位置づけについてでございます。

学習指導要領は、およそ10年先の世の中を想定し、未来を生きる子供に必要な資質、能力や学校での学びの内容について示されているものであり、子供のためにあるものと認識しております。

県内の公立学校では、教育課程特例校が8校あり、例えば、英語の学習が充実するよう、他の教科の時数を削減し、小学校1、2年生で英語を学んでいる学校もございます。学習指導要領上の目標や内容等は、教育課程の基準として大綱的に定められているものであり、具体的な運用は各学校に委ねられていることから、工夫をすれば各学校はかなり自由に教育課程を編成できるものと認識しております。

長野県には、学習指導要領の内容を十分理解した上で、その中にある自由度を最大限に生かし、子供、学校、地域の実態等を踏まえた様々な教育実践が行われてきた歴史があり、県教育委員会としては、このような歴史を踏まえ、学習指導要領の中で最大限の特色を発揮した学校づくりが進むよう支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、教員のウェルビーイングの実現についてでございます。

子供たちは、先生の笑顔を見るのが好きです。先生の表情が曇っていたり疲れていたりすると、子供たちの心も暗くなります。そういう意味において、子供のウェルビーイングを実現するためには、議員御指摘のとおり、教員のウェルビーイングを実現することが必要であると考えます。

教員のウェルビーイングを実現するためには、多忙化する業務を見直すとともに、保護者や地域の方々と力を合わせ、子供の成長に寄与しているという実感を教員が持つことが必要であると考えております。そのためには、社会全体がお互いを認め合えるような寛容さを持った社会にしていくことが重要であると考えているところでございます。

以上であります。

[21番花岡賢一君登壇]

○21番（花岡賢一君）今回、現在環境文教委員長であるにもかかわらず教育について本会議の質問に立とうと思ったのは、こうした現場の課題や問題点が委員会での審査の範疇を超えていると思ったからです。

先ほど、学習指導要領について、知事からのお答え、そして教育長からのお答えがございました。事業仕分けということ为例として申し上げましたが、皆様方の目にはどういうふうに映ったのか。やはりやらないということを内部から言うのは難しい。ただ、外部からばっさり切られるのもしゃく。もっと守ってきたものがある。そういった様々なせめぎ合いがある場があってもいいと思っています。

ちなみに、改訂のたびに内容が増えている学習指導要領については、文部科学省の方は、質の高い教師の努力と熱意によって改正されていると捉えられていました。

本県において、その指導要領の中で振り幅を大きくしている例として、松川町立松川中学校において、何とか時間を捻出するために掃除の一部を村内の協力者に依頼する内容。そのことによって、先生の意識がよい方向に変化している事実もあることをお伝えさせていただきます。

先ほど、教育長が、子供のために学習指導要領はあるとおっしゃいましたが、子供が見るかなというのがありますし、結果、子供のためになるのかもしれませんが、縛るものから生かすものへの転換をしていっていただきたいと思います。

また、学習指導要領は10年先の教育を目指すものだということではありますが、変化が激しく予測が立てづらい世の中において、10年先の教育を考えていく、もっと言うと、PDCAサイクルを回していきましょうなどということがあっても、ついていけない社会があるのではないかという疑問を呈させていただいて、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（山岸喜昭君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡です。最初に、中小企業支援と一体で賃金の引上げを求める質問を行います。

まず、最低賃金について質問いたします。

長野県の最低賃金は、長野地方最低賃金審議会において、昨年8月5日に中央答申どおりの50円引き上げ、998円に決定されました。この結果に対し、長野県労働組合連合会は、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金に近い範囲の労働者の生活改善にはつながらないと異議申立書を提出しています。

一方、一気に84円引き上げ、最低賃金を時給980円に引き上げた徳島県が注目されています。徳島県知事が地方審議会に出席し、1,000円を超える最賃を強く求めたことが大幅引上げにつながった一つの要因と言われています。

徳島の看護師さんが淡路島、兵庫県に行くと、時給が大きく違う。診療報酬は同じなのに、隣県が大都市の地域は危機感を持たなければならないと語られています。新幹線で東京、埼玉に簡単に行き来できる長野県も、人ごとではありません。若者が地域に定着するように最低賃金を大きく引き上げることが求められています。思い切って知事も長野地方審に出席されるなど、積極的に県内の最低賃金の引上げに関わるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、全労連が行った最低生計費試算調査の結果では、全国どこでも時給1,500円以上必要であることを明らかにしています。最低賃金1,500円を早期に実現する必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

さて、賃上げ政策が待ったなしと考えておりましたが、一方で、最低賃金を簡単に上げるとは言わないでほしいとの厳しい御意見を、リンゴ農家さん、薬屋さん、介護事業所の方からいただきました。資材高騰でコストがかかる。介護報酬、薬価改定などで利益が減らされる。その一方で、最低賃金以上で雇わなければならない、ますます経営が厳しくなっているとのことでした。

賃上げを実現するには、中小零細企業支援と一体で行わなければ波及いたしません。私たちは、県に対して、賃上げを行ったところへ直接支援する制度の創設を求めてきました。県は、国の業務改善助成金の上乗せとして、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金を進めています。しかし、これらについては、経営が厳しい中小零細企業にとっては非常に利用しにくいと、1月の臨時議会でも毛利県議団長が指摘しています。その後1か月経過しましたが、現時点の交付件数と、令和6年度と令和7年度の交付予定の事業者数を伺います。

また、国に対しては、既存の制度がより利用しやすくなるよう改善を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。産業労働部長にお聞きいたします。

私が懇談してきたリンゴ農家さん、薬屋さん、介護事業所さんも、賃上げと設備投資を同時に進めることは困難だと話しておられました。県内のほとんどの中小零細企業の方々も、同じく難しさを感じていると思います。

中小企業の賃上げ支援政策で、岩手県が注目されています。時給50円以上の賃上げを1年間継続して実施することを条件に、従業員1人当たり5万円、最大100万円、これは20人分ですが、支給する制度を実施しています。岩手県のように、生産性向上という条件をつけず、賃上げに取り組むことのみを条件とする事業者へ直接支援する制度の創設をすべきと考えますが、いかがでしょうか。知事に御所見をお聞きいたします。

続いて、学校給食費の無償化について質問いたします。

今年の1月30日、長野県の明るい県政をつくる県民の会が、無償化を求める市民団体の代表と共に県庁を訪れ、県に無償化の実施を申し入れています。武田教育長が対応してくださいました。懇談の際に、要望書を受け取られ、署名活動などで寄せられた声をお聞きになられたかと思いますが、どのように受け止められましたでしょうか。教育長に御所見をお聞きいたします。

文科省調査によると、23年9月時点で、全国の公立小中学校の給食費を無償化している自治体は、約3割の547自治体に広がっています。6年間で7倍に広がっています。県内の動きですが、26町村が無償化し、半数以上の自治体は何らかの補助を実施しています。また、県内10市2町で無償化を求める市民運動が立ち上がり、署名運動などが広がっています。早期実現に向けての機運が高まる中、県としても市町村に財政支援を実施すべきと考えますが、いかがで

しょうか。教育長にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には賃上げに関連して2点御質問をいただきました。

まず、最低賃金の引上げに私も関与するべきだという御質問と、1,500円に引き上げる必要があると考えるかどうかという御質問であります。

各都道府県の最低賃金は、中央最低賃金審議会が提示する地域別最低賃金額改定の目安を基にして、地方の最低賃金審議会において公労使の代表委員による審議が行われ、その答申で都道府県労働局長が決定するという仕組みになっています。私が関与すれば、先ほどの教育と同じように、政治家としてかなりバイアスをかけて発言することになると思います。

多くの皆さんの願いは、賃金引上げだというふうに思います。ただその一方で、賃上げ原資をどうやって確保するのかということで企業の皆さんが非常に悩まれている状況であります。そういう意味では、単純に上げればいいということだけを言って済まされる問題ではないのではないかとこのように私は思っております。労使に加えて公益の代表の方も入っているわけありますので、そこでしっかりと長野県の実情について議論していただきたいというふうに思います。

もとより、私どもとしても、こうした動きに全く関係ないというふうに申し上げるつもりはありません。これまでも、経済団体や労働団体の皆様方と一緒に価格転嫁と賃上げを促進するための共同宣言を行わせていただいておりますし、また、先般17日には長野県の政労使会議が開催されました。私も参加させていただき、物価高騰の中で、やはり物価上昇を上回る賃上げが必要だということを私から発言させていただいているところであります。

こうした取組をこれからもしっかりと行っていきたいというふうに思っておりますが、その一方で、この最低賃金については、やはり今の関係者の枠組みの中でしっかりと議論して決定していただきたいというふうに思っております。

また、1,500円に引き上げという話であります。政府においても、2020年代には全国平均1,500円という目標達成に向けてたゆまぬ努力を続けるとしているところであります。今申し上げたように、この最低賃金はこれからも継続的に上昇させていかなければいけませんし、1,500円がいいかどうかということは、物価高騰にちゃんと追いつけているのかどうかと。物価がもっと上がってしまえば1,500円で済むのかという話にもなるわけありますので、そういうことをしっかり念頭に置きながら策を講じていくということが必要だというふうに思っております。引き続きこの価格転嫁の促進、それから賃金の上昇を我々県行政としてもしっかりと意識して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、賃上げのみを条件とする直接支援制度をつくってはどうかという御質問であります。

これは、岩手県で取り組まれていますので、私もちょっと制度を見させていただいております。確かに、直ちに賃上げをするためには一定程度の効果があり得るのかなというふうに思いますが、ただ、その効果がしっかり継続するのかなということ、これからの岩手県の実情を踏まえなければいけないというふうに思いますし、一般的に考えれば、賃上げの原資をどうやって捻出するのかというところが安定化しなければ、継続的に賃金を引き上げていくということには必ずしもつながらないと思います。

私どもとしては、やはり何といたっても生産性の向上をしっかりと応援することが重要だというふうに考えております。省力化投資の促進や企業の規模拡大、経営体力の向上、こうしたことを来年度の予算案の中でも重点を置いて取り組むこととさせていただいております。

藤岡議員御指摘のとおり、賃金上昇は大変重要なテーマだというふうに思います。私も県知事としてそこは重要視させていただき、これまでも取り組んできているところでありますので、しっかりと経済環境、特に物価の上昇等も見極めながら、必要な対策、政策をしっかりと講じていくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の交付状況と国に対する改善要望についてのお尋ねでございます。

この補助金につきましては、制度の開始に合わせて設置いたしました長野県賃上げ・業務改善支援センターが伴走支援を行い、1月末までに約90の事業者が国助成金を申請済みの状況でございます。

このうち、本年度分の交付件数は現時点で25件となっておりますが、今後、国助成金の手続が完了した事業者から随時県に対する申請がなされる中で、計90件ほどの交付になるものと見込んでおります。

また、令和7年度分における県補助金の交付は、伴走支援の状況や本年度の事業周知による効果、国の交付実績なども鑑みて、約230件を予定しております。国の業務改善助成金につきましては、本年度当初予算8.2億円に対し、補正予算で新たに297億円を計上するなど、全国的にも申請が集中している状況でありまして、既に長野労働局に対しまして審査期間の短縮化などを要望したところでございます。

引き続き国にも迅速な対応を求め、併せて、県補助金を活用した飲食店や小売業など好事例を周知することで事業者の利用促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校給食無償化について2点お尋ねをいただきました。

まず、給食費無償化に係る市民団体の要請の受け止めについてでございます。

議員御指摘のとおり、過日1月30日に、明るい県政をつくる県民の会から学校給食費の無償化を求める要請書の提出を受けるとともに、同席された地域の団体の皆様方から様々な声をいただいたところでございます。

その主な内容は、学校給食の食育としての意義や必要性を評価する一方、物価高騰下における経済格差の広がりや家計に大きな負担を与えているといった家庭を取り巻く現状を訴えるものでございまして、私といたしましては、各地域で多くの署名活動が行われる中、学校に子供を預ける保護者の皆様や地域の方々の切実な声の一端として、また、私自身が長く学校給食に支えられた1人としてしっかり受け止めさせていただいたところでございます。

続きまして、給食費無償化に係る県から市町村への財政支援についてでございます。

今年度の調査によれば、何らかの給食費無償化を行っている市町村は、議員御指摘の26町村からさらに増えまして、令和6年9月1日現在、一部無償化を含め30町村が実施しているものでございます。その理由は、保護者負担の軽減のほか、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進など様々でございますが、いずれもおのおのの自治体の判断によるものと認識しているところでございます。御質問の市町村への財政支援につきましては、学校給食費の枠組みが学校給食法により保護者負担が原則となっているところでございますが、現在国において給食費の無償化に関する議論が行われており、県教育委員会といたしましては、こうした国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）知事に再質問いたします。

長野労働局に確認しましたら、令和6年の業務改善助成金の申請件数は417件とのことでした。県の補助金は上乘せですから、国の交付が決定してからになりますので、どうしてもスピード感がなく、そもそも申請件数も事業費も少な過ぎると感じます。

岩手県の賃上げ支援の事業費は21億円で、申請件数は当初2,000件程度を想定していたようですが、それを大きく上回る2,896件になったそうです。全国に先駆けた取組は、中小企業、とりわけ小規模事業者が賃上げする契機となったそうです。岩手県の本気度が伝わってきます。

全事業の99.8%、全雇用者の87%を雇用する中小零細企業が元気にならなければ、県内労働者の賃金も上がっていきません。県民生活に寄り添い、地域に根差した中小・小規模事業者の役割は、生産性向上の物差しでは測れないかけがえのないものではないでしょうか。コロナ禍で疲弊し、その後、物価高騰で苦しめられ、赤字経営に。それでも歯を食いしばって従業員の

賃金を上げようとしている事業者に対し、さらに生産性向上までも求め、支援を怠れば、県内経済だけでなく、地域そのものを衰退に追いやることにつながりかねません。岩手県並みの予算規模の賃上げ直接支援制度の検討を重ねて求めたいと思いますが、知事に再度お聞きいたします。

教育長にも再質問させていただきます。

寄せられた声を紹介いたします。上2人が小学生で、来年度から一番下の子も小学生に。学校では、給食費を含めいろいろな積み立てで、1人月9,000円ぐらい払っている。3人で月2万7,000円に。給食費だけでも無料になれば本当にうれしい。

佐久市内のシングルファザーの保護者。中学生2人を抱え、理容店を経営。子供に係る費用に苦しんでいて、給食費が無償になるなら本当にありがたい。チラシや署名用紙を待合室に置いてお客さんに声をかけている。

ママ友などに声をかけているお母さん。絶対に実現してほしいと次々と署名してくれる。その友達がほかの友達にも話してくれていて、口コミでどんどん広がっていると。この署名は幾つかの小学校のPTAでも取り組まれ、数か月で4,000筆以上も集まっており、3月に市に提出するそうです。

佐久市内で行った市民アンケートでは、「子育て支援策で力を入れてほしいことは」との質問に、学校給食費無償化との回答が71.2%で第1位でした。どうしてこれだけ運動が広がっているのでしょうか。

先ほど教育長の御答弁にもありましたように、どの家庭にも直撃している物価高騰で、家族が多いほど生活費がかさみ、米も野菜も高く、車の移動も、ガソリン代が高い。そんな生活費の圧迫に加え、子供がいれば学校に行くだけでお金がさらにかかるからです。

国会では、昨年12月に、公立の小中学校などの給食費を無償化するための法案が提出されています。石破首相は、17日、小学校給食の無償化について、26年度以降できる限り早期の制度化を目指したいと表明。中学校給食についても可能な限り速やかに実現したいと答弁。国の動きも加速しています。こどもまんなかを打ち出している長野県として、国の決断を後押しするために、25年度から前倒しで、市町村と連携し、実施を決断すべきではないでしょうか。教育長に再度お聞きいたします。

次の質問に移ります。ガソリン価格高騰問題について質問いたします。

県内のガソリン価格について、県内各地で価格調整が組織的に行われていたのではないかと連日報道されています。19日には、公正取引委員会が県石油商業組合に独占禁止法違反容疑で立入検査し、新たな段階に入りました。また、ガソリンスタンドを経営している農協にも価格調整の電話連絡があったとの報道を受け、農林水産省が県農協グループに対する聞き取りを始

められたと報じられています。

県石油商業組合は疑惑を一貫して否定しておられますが、事前調整の存在につながる証拠や証言が様々なメディアに報じられています。事実なら極めて重大と知事は答弁されていましたが、県は、この問題で、6日に、県石油商業組合に対して2週間後をめどに内部調査を求めるだけの対応にとどまっていました。

一方、公正取引委員会は、資料などが破棄されるおそれもあるとして早期の立入りに踏み切ったとされています。今回の立入検査は、県からの通報によるものではなく、公正取引委員会独自のものであることも確認しています。

一連の動きを見て、もっと県は積極的な対応ができたのではないかと感じてしまいますが、いかがですか。また、今後組合に対しどのような対応を取られるのでしょうか。県の農協グループに対しては県としてどのような対応を講じる予定でしょうか。

いつから談合を行っていたのか。10年前からか。何十年も前からか。遡って返してほしいと怒りの声がたくさん寄せられています。長期間続いているガソリン価格の高騰は、県民生活や県内経済に甚大な損失を与え続けています。事態の推移を見守るという消極的なものではなく、一刻も早くガソリン価格を引き下げてほしいという県民や県内事業者の思いをどう受け止め、どう向き合うのでしょうか。県としても真剣に考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。以上3点を知事にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）再度賃上げのためだけの助成をという御質問であります。

先ほどのお答えと同じになってしまいますが、私は、やはり日本の経済は競争が働いていなければいけないと、いわゆる自由主義経済であるべきだというふうに強く感じています。今、非常に厳しい経済局面で、賃金をもっともっと上げてほしいという声がある一方で、事業者の皆様方もそれに何とか応えなければいけないという思いで様々な工夫をされているところであります。

この賃上げにだけ補助金を出すということは、考え方としてはあり得ると思いますが、これを恒常的にやるわけにはいかないというふうに思います。また、これを一時的にやって、次の賃上げ原資を維持するためにはどうするのかということを考えれば、あるいは一時的に引き上げたということを踏まえれば、むしろそれ以上に事業者がいろいろな努力をしなければいけないという可能性もあるわけでありまして。そうしたことを考えれば、これはやはりオーソドックスな手法ではありますが、どうやって賃上げ原資を捻出するのかということをしっかり考えていただき、それを我々行政として支援していく、こうしたことが王道ではないかというふうに私は考えております。先ほど答弁申し上げたとおりの考え方でございます。

続いて、ガソリン価格の高騰について3点御質問を頂戴いたしました。

まず、組合に対してどう対応していくのか、もっと積極的に対応ができたのではないかと  
いう御質問でございます。

報道されたとおりのことが事実であれば極めて重大な問題だというふうに受け止めておりま  
す。ただ、今御質問がありましたように、公取と県を並列で並べられるのは極めて遺憾だと  
思っております。御承知のとおり、独占禁止法の取締り権限は誰にあるのかと。これは、県に  
は全くないわけです。公正取引委員会の権限であるわけで、であるからこそ公取が動かれたと  
いうふうに私は承知しています。

一方で、では我々県は何もしなくていいのかという思いがあります。これまで再三にわたっ  
て石油商業組合の皆様方と対話を行い、何が要因なのか、どうすればガソリン価格の抑制がで  
きるのかということを考えてきた中で、本当にこうしたことが事実であれば、私としては極め  
て看過できない、許し難いことだというふうに受け止めております。であるからこそ、報道の  
翌日に石油商業組合に対して速やかに調査を実施して報告するように求めさせていただいたと  
ころでありまして、石油商業組合、それから関係の事業者の皆様方には、ぜひ誠意を持って対  
応していただきたいというふうに思っております。私のところにも県民の皆様方から様々な怒  
りの声が届いております。県民の皆様方に対する説明責任をしっかりと果たしていただくとい  
うことが重要だというふうに思っております。

続いて、J Aグループに関連してでございますが、この石油商業組合の価格調整疑いの報道  
がなされた後に、県としてJ Aグループに対して事実確認を進めるよう助言してきたところ  
であります。これは、J Aが電話連絡を受けていたということが報道される前にもそういう助言  
をさせていただいたところでもあります。したがって、今、J Aグループにおきましては、自主  
的に調査を進められているものというふうに考えております。

それから、最後に、このガソリン価格高騰の受け止めとどう向き合うのかという御質問であ  
ります。

これは、再重要課題の一つとしてしっかり向き合っていかなければいけないというふうに  
思っております。長野県で暮らしを営んでいく上では、どうしてもマイカーに依存せざるを得  
ないというところがあります。通院するにも買物をするにも必要だということでありまして、  
こうしたことを考えれば、このガソリン価格をどう抑制していくのかということについては、  
今回の報道内容のいかにかわらず、県としてしっかり対応していかなければいけない問題  
だというふうに思っております。

これは、暮らしだけではなく、産業面でも、運輸業をはじめとする様々な事業、やはり先ほ  
どの賃上げ原資をどう生み出すかということで、やはりコスト削減をするべきところはしっか

りしなければいけないというところもありますので、我々は、暮らし、産業の両面からしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、この価格抑制をどうやっていけばいいのか。そして、特に、中山間地をはじめとする小規模事業者は、価格の問題以前にどうすれば存続できるのかという課題もあるわけでありますので、そうした広い観点でこの問題に向き合っていきたいというふうに思っておりますし、また、全国過疎連盟でも私が会長をさせていただいておりますので、役員の皆さんにも問題提起をさせていただきました。

都会はマイカーに依存しなくても生活できる人が多い一方、地方ではほとんどの人たちがマイカーに依存していると。そして、今、ガソリン価格が国の補助もなくなって高上がりしてきているところであり、かつ、ガソリンについての税負担がほかのものに比べて比較的重いという現状をどう考えるかということは、私たち過疎連盟としてもしっかりと考えるべきテーマではないかということで問題提起をさせていただいたところであります。

したがって、これは、県としてもこの問題にしっかりと向き合っていきたいと思っておりますし、私も、県知事として様々な活動、県民のための仕事以外にも全国的な観点での取組を行っておりますので、そうしたところでも問題提起をしながら、この県民の皆様方のエネルギー価格、ガソリン価格の負担の抑制に向けてどういうことができるのか、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）給食無償化について、国の動きを踏まえた県の支援についてというお尋ねでございます。

先ほどお答えいたしましたとおり、学校給食費については、学校給食法により保護者負担が原則となっていること、また、義務教育においては、基本的に国がしっかりと教育を提供する責任を果たすことが必要であると考えておまして、県教育委員会といたしましては、こうした枠組みを十分に踏まえる必要があるとの認識に立っております。

議員御指摘のとおり、一部報道によれば、首相は今国会において学校給食費の無償化に関して、まずは小学校を念頭に、26年度以降早期の制度化を目指すと表明しておりますので、県といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）先週の産業労働部長の答弁でも、業績の改善が見られないが賃上げを実施する、いわゆる防衛的賃上げを行う企業が大半を占めているということが明らかになってい

ます。生産性向上に目を向ける余裕がほとんどの事業者にはないのではないかと、このように感じています。

隣の群馬県では、2月の県議会に、27億円の規模でぐんま賃上げ促進支援金が提案されたそうであります。長野県も独自の支援策を重ねて求めます。

給食費無償化についてですが、国の動向を見守るという消極的姿勢ではなく、県民の切実な願いにどう応えるのかが問われていると思います。25年度早期の御決断を御期待いたします。

ガソリン代高騰についてですが、実態解明を。適正価格を。県民の切実な声です。一方、中山間地のガソリンスタンドの厳しい経営状況に対しての支援ももちろん必要です。県にさらなる対応を求め、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、川上信彦議員。

[25番川上信彦君登壇]

○25番（川上信彦君）初めに、带状疱疹ワクチン接種について質問します。

本年4月1日から、带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種化となり、国が市町村の接種費用の3割程度を支援することとなりました。

公明党では、これまで、带状疱疹ワクチンについて、市町村独自の接種費用の一部助成を推進するとともに、国が助成を行う定期接種化に向け、取り組んでまいりました。この間、県内市町村では、公明党議員の議会質問や要望活動を契機に独自の助成が進み、本年1月現在22市町村で带状疱疹ワクチンの費用の一部助成が導入されました。

私も、令和4年6月定例会において、市町村と連携し、早期受診の推進やワクチン接種の啓発、費用助成の検討を行うよう県に求めました。また、昨年6月定例会にて、加藤議員より、定期接種化までの間、市町村と連携して带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うよう県に求めるなど、取組を進めてまいりました。

そこで、4月1日より開始となる带状疱疹ワクチンの定期接種化について確認させていただきます。

対象者は原則65歳の人で、来年度から5年間の経過措置として、70歳から5歳刻みの年齢の人が対象となります。带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンは1回接種で、費用は8,000円から1万円、予防効果は70%未満、効果の持続は5年程度とされています。不活化ワクチンは2回接種で、費用は4万円から5万円、予防効果は90%以上、効果の持続は10年以上続くとされています。

そこで、今回の定期接種化に関して何点か質問させていただきます。

带状疱疹ワクチンの定期接種について、県民がワクチンの特性について理解した上で判断することが重要と考えます。また、市町村ごとに個人負担額が異なることが予想されますが、ワ

ワクチン接種の対象は年金受給世代の方であるため、できるだけ個人負担が少ないことが望まれますが、県として市町村の状況をどのように把握しているのか。

本年1月現在で、全国で独自に公費助成を導入している自治体は738自治体、長野県では22市町村が導入しています。ワクチン接種の対象者はいずれも50歳以上となっており、働き盛りの50歳から64歳も助成の対象となっています。

带状疱疹の年齢別発症割合を見ると、50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代を合わせると全体の42%を占めています。今回、定期接種の対象が65歳となりましたが、県ではその理由をどのように捉えているのか。以上2点について健康福祉部長に伺います。

带状疱疹を予防するにはワクチン接種が有効であります。早期診断、治療により改善できる病気でもあります。今年4月から带状疱疹ワクチンの接種が始まりますが、県民が带状疱疹ワクチンの有効性や安全性などを正しく理解することで定期接種の前向きな検討につながります。

また、疾患の特徴や症状を自覚し、医療機関への受診が促されることで、県民のQOL、生活の質の向上につながるものと考えます。4月からの带状疱疹ワクチン定期接種化を控え、予防と早期発見・治療を県民に分かりやすく伝えるために県はどのように取り組むのか、知事に所見を伺います。

次に、農福連携について質問します。

農業に関する様々な課題について、南信州地域で調査を行う中で、農福連携に取り組む方々からお話を伺う機会がありました。農業については、御承知のとおり、農業従事者の高齢化、人手不足、賃金の向上や価格転嫁が困難など様々な課題がありますが、それらの課題について今後農福連携が重要な役割を担うと感じております。

国では、2019年6月に農福連携等推進ビジョンを策定。昨年6月に改定され、2030年度までに取り組む主体を倍増する目標を掲げました。

そこで、農福連携に関して何点か質問させていただきます。

農業現場では、様々な種類の作物が生産され、田畑の土起こし、水やり、草取り、収穫、出荷、加工など多岐にわたる作業が必要となります。体力を生かすことができる作業、長時間にわたる集中力が必要な繰り返し作業、単独で実施可能な作業など、障がい者の方が個々の能力や特性に合った作業と出会うことが期待されます。

そこで、障がい者の方が農業に携わる意義や効果について伺います。

県は、来年度、人口減少下における農福連携促進事業の中で、障がい者就労施設において農業分野での就労を促進し、障がい者の働く場の拡大や工賃向上により生きがいづくりにつながるとしてはいますが、これまでの成果と課題をどのように捉え、今後どのように対応していくの

か。以上2点について健康福祉部長に伺います。

国の農福連携等推進ビジョンでは、農業経営体における農福連携の意義について、生産現場では多くの産地で人手不足が生じており、人材の確保が重要であり、地域に暮らす障がい者をはじめとする多様な人材が働きやすい生産現場づくりに当たっては、作業分解による仕事の切り出しなどその人の能力や特性を考慮することが求められています。

このような農福連携への取組が、農業経営体にとっては、自らの農作業の工程が見える化、標準化し、誰もが取り組みやすいユニバーサルな農業へ進化させていく機会になるとともに、マーケティングや販売等の経営者として必要な取組に注力する体制の構築にもつながるものであり、農業生産の拡大や付加価値の向上といった効果も期待されます。

令和4年度、農林水産省が行った農福連携に関するアンケート調査によると、農福連携に取り組む農業経営体の約8割が「収益性向上に効果あり」、6割が「人材として、障がい者等が貴重な戦力となっている」、約6割が「農作業等の労働力が確保できたことで、営業等の別の仕事に充てる時間が増えた」と回答しており、農福連携による農業経営のプラスの効果が認められています。

そこで、障がい者をはじめとする多様な人材が働きやすい生産現場づくりのために、県内の農業経営体における作業分解による仕事の切り出し、農作業工程の見える化、標準化について、県の取組の現状と今後の予定について伺います。

農福連携について、企業や消費者に理解を広げることも重要であります。企業においては、農福連携で生産、製造された商品、ノウフク商品を取り扱うこと、消費者には、SDGsの普及やエシカル消費に関心のある消費者に一つの新たな選択肢を示すものであります。企業や消費者に理解を広げるための県の取組の現状と今後の予定について。以上2点について農政部長に伺います。

農福連携等推進ビジョンでは、都道府県に加え、市町村が参画して農業経営体と障がい者就業施設の協議の場を設け、きめ細やかなマッチングを進めるとしてあります。現在は都道府県単位でマッチング支援を行っていますが、農繁期の集中など地域の実情に合わせた形で農福連携を進めるには、市町村単位での体制づくりが必要と考えますが、健康福祉部長に所見を伺います。

農福連携等推進ビジョンでは、地域に生きる一人一人の社会参画を図るため、障がい者をはじめ、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方、犯罪歴のある方などの社会的に支援が必要な方にも対象を広げ、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献することを目指しています。高知県安芸市では、10年間ひきこもり状態だった青年を農業就労につないだことをきっかけに、市の

周辺地域で農業就労が拡大した事例もあります。

これら農福連携の福祉の視点について、障がい者のほかに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方、犯罪歴のある方といった社会的に支援が必要な方にも対象を広げていくことについて、その意義と今後の取組について知事の所見を伺います。

次に、中山間地域校の教職員の人材確保について質問します。

近年の教員採用選考においてブロック別の応募状況を見ると、南信ブロックは小学校、中学校共に4ブロックで一番低い状況であります。また、全県の僻地学校の約4割が下伊那にあります。

そんな中、2006年の見直し以降、全国最低水準になっていた教職員のへき地手当について、この20年弱にわたり、近隣県と同じ水準に戻すことが求められてきました。僻地の学校に赴任した教職員からは、通勤、買物、病院等に時間がかかる。教職員の人員配置に苦慮しているなどの切実な課題をお聞きしてきました。県議会においても、私を含め複数の議員が、一般質問や委員会質問等で教職員のへき地手当の見直しについて質問をしてきました。

この課題は、ここ数年、県内の14の単組市町村から請願書が知事に提出されるなど、教育関係者だけでなく、行政や住民にも共有された課題でした。私自身、山間僻地で生まれ育ち、子育てをしてきた者にとって、長年子供たちに寄り添い、地域の特色を生かした様々な学びに意欲的に取り組む教職員の皆さんの姿を見てまいりました。また、近年、自然豊かな中山間地で動物や植物と触れ合い、地域の方々と交流し、小規模の学校で子供たちを学ばせたいと都会から移住してくる方々も徐々に増え、新たな地域の担い手となっています。

そこで、子供たちが自然豊かな中山間地で地域の方々と触れ合い、学ぶことの意義について伺います。また、来年度から教職員へのへき地手当支給率が全国水準に引き上げられるに当たり、期待することについて。以上2点について教育長に所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には5点お尋ねがありました。

初めに、带状疱疹ワクチン接種の市町村ごとの個人負担額についてでございます。

定期接種は、集団予防の観点から実施される麻疹、風疹やB型肝炎などのA類疾病と、高齢者の肺炎球菌やインフルエンザなどの個人予防の観点から実施されるB類疾病の二つに分類され、带状疱疹はB類疾病として実施されます。定期接種は市町村が実施主体であり、B類疾病の場合、接種費用全体額のうちの3割は地方交付税が充てられ、残りを市町村と個人で負担することとなります。そのため、市町村ごとに個人負担額は異なります。

そういった中で、带状疱疹ワクチンについては、一部市町村からの聞き取りではございますが、不活化ワクチンはほかのワクチンと比べ高額であることから、住民にどこまで負担を求め

るか、頭を悩ませているなどの声も聞いているところでございます。引き続き県内市町村の実施状況等を確認していく中で、県としてどのような支援ができるか、考えてまいります。

次に、带状疱疹ワクチン接種の定期接種対象者についてでございます。

国によると、带状疱疹への罹患や带状疱疹の代表的な合併症である带状疱疹後神経痛の発症等の疾病負荷は50歳頃から増加し、70歳頃にピークを迎えることから、ワクチンの有効性の持続期間などを考慮し、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、対象年齢を65歳に設定したものと認識しております。なお、65歳を超える方については、議員のお話にもありましたように、接種機会確保のため5年間の経過措置を設け、5歳年齢ごとに接種対象年齢が位置づけられております。

これまで、罹患率が増加し始める50歳以上を対象に助成を行っている市町村もあると承知しておりますが、国の定期接種年齢の設定理由等を考慮しますと、65歳での定期接種は妥当であると認識しております。

続いて、農福連携に関連して、障がい者にとって農業に携わる意義や効果についてでございます。

農福連携は、障がい者が個々の特性を生かして農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、障がい者にとって、就労の場の拡大に加え、仕事を通じた充実感や達成感を得ながら経済的自立につながっております。

また、一般社団法人日本基金が実施した農福連携に関するアンケート調査結果によりますと、農作業を通じて体力が付き体調を崩しにくくなった。よく眠れるようになった。物事に取り組む意欲が高まったなど、心身面での好影響のほか、生活リズムの改善、コミュニケーション能力の向上、地域との交流拡大などのメリットもございます。

次に、農福連携事業の成果、課題認識と対応についてでございます。

県では、平成26年度から、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上を図るため、農福連携の事業を進めてまいりました。その結果、農業に取り組む障がい者の就労支援をしている事業所数は直近5年間で6割増加し、全事業所の約半数となりました。また、農業に取り組む事業所の平均工賃月額県全体の平均額を上回っており、障がいのある方々の工賃の向上につながっております。

取組を進めてきた中で見えてきた主な課題としては、農業者の農福連携に対する認知度不足や季節の需給ギャップを含む農業者と施設の円滑なマッチングの担い手不足、障がい特性を見極め、特性に応じた作業の細分化や作業手順の指導の難しさなどがあります。

これらの課題に対応するために、来年度は、新たに農福連携の認知度を高めるための現場見学会の開催や、農業者と施設のマッチングを支援する専任のコーディネーターの4名配置、作

業の切り出しや障がい特性に合った作業手順を指導できる農福連携サポーターの派遣などに取り組み、農福連携をさらに促進してまいります。

最後に、農福連携を推進する体制づくりについてでございます。

農繁期中の大量の作業を複数の障がい者施設で分担するための調整や農業従事者の高齢化による担い手探しなどきめ細やかな支援を実現するためには、地域の実情に応じた農福連携推進体制づくりは重要と認識しております。

そこで、来年度、新たに専任の農福連携促進コーディネーターを東北中南信の4地区に1名ずつ配置し、このコーディネーターが、農業者と施設のマッチングだけでなく、市町村、農業農村支援センター、保健福祉事務所、JAなどの関係機関と共にネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、带状疱疹ワクチン接種についてでございます。

川上議員をはじめ公明党の皆様方から強く御要請をいただいていたこの带状疱疹ワクチンの接種であります。県としても、その意義に鑑み、国に対してこれまで定期接種化を要望してきたところであります。

今年の4月から開始されるということは非常にいいことだというふうには受け止めておりますが、その反面、御質問にもありましたように、多くの人たちにこの带状疱疹をよく知っていただき、接種の検討にしっかりつなげていくことが重要だというふうには考えております。

ワクチン接種の効果やその種類等を県民の皆様方にお伝えするだけでなく、带状疱疹はどのような疾患であり、どういう特徴、症状等があるのか、こうしたことも含めた正確で分かりやすい情報の提供が必要だと考えております。

県としては、市町村と連携して広報紙への掲載、御高齢の方に参加していただいておりますシニア大学の学生の皆さんに対する周知、また、協会けんぽ等を通じた企業や従業員の皆さんへの周知、さらにはホームページ、LINEなど県の公式アカウント等も活用していきたいというふうに考えております。

いいことをやってもそんなに伝わっていないという御指摘を再三いただいておりますので、伝わる広報を心がけていきたいというふうに考えております。带状疱疹の予防、それから早期診断と治療の両面からしっかり取組が進むように県としての広報を行っていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、農福連携についてでございます。

犯罪歴のある方など社会的に支援が必要な方にも対象を広げていくことの意義と今後の取組についてという御質問でございます。

農福連携は、農業者と生きづらさを抱えている方、あるいは働きたくても働く場がない方が、支える側、あるいは支えられる側という従来の関係性を超えて、共に協働して互いの課題解決を図っていこうというものでありまして、従来型の福祉的な支援とは一線を画す取組だというふうに考えております。

県としては、これまで、主に障がい者の方を対象に農福連携に取り組んでまいりましたが、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの方、あるいは更生を目指す方など、多様な背景を持つ方が農作業を通じて社会参加していかれるということは、その方の自己実現にもつながる大変意義ある活動だというふうに考えております。また、自然の中で農作物の成長に関わるということは、精神的な安定や生活のリズムづくりなど様々な効果も期待される場所だというふうに考えております。

県としては、こうした困難を抱える方々を支援する関係機関とも連携して、様々な支援制度の違いを乗り越えて居場所と出番を確保できるよう農福連携の輪を広げる取組を検討していきたいと考えております。私は、今年の1月末に、全都道府県で構成いたします農福連携の全都道府県ネットワークの会長に就任させていただきましたので、このネットワークの活動を通じて、全国的にもこの農福連携を進めていきたいというふうに考えておりますし、多様な方々の出番の機会となるように努力していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には農福連携について2点御質問をいただきました。

まず、農福連携における作業の見える化、標準化の取組についてのお尋ねです。

多様な人材に農業で活躍いただくには、それぞれの特性に合わせた作業の切り出しや作業工程の分かりやすい提示などの環境を整備することが極めて重要となります。

県では、農業経営にトヨタ式カイゼン方式の導入を進めてきた知見を応用し、リンゴやキュウリなど20品目について、作業内容を工程別に分かりやすく解説するマニュアルを作成してまいりました。これを県内の福祉施設や農業経営体に配付して活用いただいているところであり、今後も多くの現場で活用いただきながら改良を重ねてまいります。

作業工程の見える化や標準化は、農作業に従事する全ての方にとっても有効であり、労働生産性の向上にも資することから、ホームページでの公開や、様々な機会を捉えて農業経営体に普及し、農福連携に取り組みやすい環境整備も進めてまいります。

次に、農福連携の理解促進の取組についてのお尋ねです。

農福連携により生産された農畜産物等を購入することは、エシカル消費そのものであり、しあわせバイ信州運動の推進など、部局連携の取組により、県民一人一人がその意義に賛同し、行動していただけるよう努めているところでございます。

これまで、軽井沢や松本の商業施設、県庁でのノウフク商品を販売するマルシェの開催や、各地域の合同庁舎におけるパネルの展示や動画放映によるPRを通じて、より多くの皆さんが農福連携の取組に触れる機会を設けてまいりました。

本年度、国の農福連携等推進会議が11月29日を「ノウフクの日」と定めたことから、この日に合わせた農福連携の発信や、県が主催するマルシェなどの販売促進の機会を増やすことなどにより、社会全体のさらなる理解の促進につなげてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）自然豊かな中山間地で地域の方々と触れ合い学ぶことの意義についてのお尋ねでございます。

長野県は、豊かな自然や豊富な文化資源を有しており、子供たちが地域に出て、人、物、事との関わりに浸ったり、自然の中で存分に体験するなど五感を通して学ぶことが、子供たちの豊かな成長につながるものと考えております。AIが発達してデジタル化が進む現代にとっては、なおさら自然体験や社会体験など直接体験を通して学ぶことが、より重要になってくると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も中山間地の教育の魅力をその地域の人たちと共に追求し、県外にも発信できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、へき地手当の支給割合引上げに当たって期待することというお尋ねでございます。

へき地手当の支給割合が近隣県と比較して低い水準であることの影響については、県教育委員会といたしましても課題として認識してきたところでございます。支給割合を引き上げることで、教員が中山間地に居住し、その地域の課題や願いを地域の人たちと共有して、その地域ならではの教育を創造してほしいと願っております。また、教員がその地域で暮らすことにより、子供の育ってきた背景を知り、子供への理解が深まるものと考えています。

へき地手当の支給割合を引き上げることにより、今後熱意のある教員が中山間地に赴任し、人口減少社会となっていく中、長野県の中山間地域の学校が全国のフロントランナーになるような教育実践をしていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁をいただきました。

带状疱疹ワクチンについては、定期接種化が始まるに当たり、市町村の個別の課題について、県として情報提供や助言など支援に取り組んでいただきますよう希望いたします。

また、農福連携については、県が進める「誰にでも居場所と出番がある県づくり」にあるとおり、誰もが必要とされ、個性や能力を発揮でき、活躍する場があるとともに、他者を認め、思いやり、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組として、農福連携が県や市町村、農業事業者や関係機関と連携し、長野県農業発展の推進力となることを希望して、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）それでは、県立高校の再編整備の財政的措置について質問いたします。

県では、向こう5年間の県財政の状況を分かりやすく県民の皆様にお知らせしようということで、次年度の当初予算案を基礎とした中期財政試算を毎年当初予算案と共に示しております。厳しい数字も並びますが、職員の皆さんらの創意工夫の取組により、金曜日に望月議員の質問にもありましたが、決算ベースでは基金の残高は一定額をキープしております。また、県債残高、通常債についても7年度以降減少を見込んでおり、一昨年策定した長野県行政・財政改革方針に示してある「将来世代への過度な負担の抑制」は果たされていると認識しております。

しかし、中期財政試算にもあるとおり、今後、県財政に対して、県立高校の再編整備は大きな影響を与えることは否めませんし、さらに、昨今の建設コストの上昇は、試算をはるかに超える可能性があります。

日銀の企業物価指数などでは、資材の価格は3割ほど上昇しているということであり、こういった現状から、地元上伊那の伊南地域では、公立病院の建設計画が見直されるなんていう話もあります。建設コストの上昇は、これからしばらく行政運営、計画にも大きな影響を与えようと考えます。

そこで、今回の質問になります。

県の進める高校再編統合に伴う校舎の建設は、単なる少子化の数合わせではなく、VUCA、

予測不可能な時代に子供たちが生き抜くために必要な学びの改革の一部であり、その学びを実現させる学びの空間づくりであると考えます。以前知事には、長野県スクールデザインプロジェクトに対する思いということで質問をさせていただきましたが、その際、「必要な予算の確保も含めて、まずこの空間についてもしっかりと新しい方向を示せるように取り組んでいきたい」との答弁をいただいております。

県債残高が厳しい中であっても、かけがえのない子供たちにとって相応の空間、校舎を最大限速やかに建設すべきであると考えますが、個人的には校舎の建設によって県債残高が幾らか増えようとも、実質公債費比率などの数字が多少悪化しようとも、子供たちのためになるべく早くよりよい空間で学べるようにすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、これまでも、今回も、様々な切り口で自分も含めて多くの議員から発言があります人口減少対策についてであります。

信州未来共創戦略は、当初は人口戦略として検討を始めましたので、その全てが人口減少対策だと認識しております。みんなで人口問題に向き合うために、7がけ社会がやってくるとの問題提起から、具体的なアクションについて先日検討され、案が示されました。私自身も、私のアクションとして取り組まねばと思うところであります。

しかし、これまでの議論からすると、少し足りない部分があるのではと感じております。人口減少の大きな要因、課題として、若者、特に高校卒業から就職期にかけての年代の転出があると認識しております。若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりがイの一番に掲げられており、地元出身者も含まれているといえそうですが、地元に残る、一旦離れても帰ってくるといったことに、県出身者に、より重点を置いたほうがよいのではと感じております。

加えて、個人的にですが、「変革期を乗り越える経営等の革新」に「将来の県内産業の担い手を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援」とありますが、確保という言葉は大人目線というか、上から目線というか、若者から選ばれる寛容さからは、ずれているのではと感じております。

さて、県や議会でも招聘して御講演いただいた山崎史郎さんの著書「人口戦略法案 人口減少を止める方策はあるのか」によると、出身県外に住んでいる方で、高校時代までに地元企業をよく知っている人の63.8%がUターンを希望しており、全く知らなかった人の32.5%と大きく乖離しているそうです。確保は別としても、子供たちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組は、カリキュラムに入れるぐらい重要ではないかと考えます。授業のこま数が増えるといった課題もありますが、学習指導要領の柔軟な運用を理解する知事を支持しますので、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。これは教育長へのお願いかもしれません。

話を戻します。山崎氏の同著書に、産業や企業以外でも、地域のことを知って活動して、課

題解決に向けて行動することで、地元を自分のやりたいことが実現できる場所と認識し、将来の地域づくりの原動力になるといった見解も示されております。

そこで、質問いたします。

知事から、以前、上伊那の郷土愛プロジェクトについて、子供たちの中に郷土を愛する心や郷土を誇りに思う気持ちが育まれていくと発言をいただいております。他の地域でも同様にキャリア教育を進めていると認識しておりますが、こういった取組が、地域の若者の定着や、一度地域を離れたとしても再び長野県に戻ってくることにどのような影響を与えていると考えますか。お答えいただきたいと思っております。

また、再三の質問、要望となりますが、人口減少対策の施策は、効果の検証ができない、もしくは評価が難しいと感じております。県は、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（EBPM）の推進」として、「限られた行財政資源の下で、より効果的な施策を実施するため職員一人ひとりが統計データを有効に活用する力を高めるとともに、客観的な根拠に基づく政策立案や目標設定、成果検証の推進に取り組みます」としております。

信州未来共創戦略は、「県民を巻き込んで」ということで、多くの方に一緒に取り組んでいただくためにも、その過程の検証を行い、よりよいアクションとなるようお願いしたいと思っております。

その一つの提案として質問をしたいと思っております。

箕輪町では、17歳町民意識・生活実態調査というアンケートを毎年行い、若者の郷土愛や、これからも住み続けたいかなどの調査分析をしております。そして、小中学校で箕輪学という地域に根差したふるさと学習を行っておりますが、コロナの影響を受けてこの箕輪学を深めることができなかった学年は、町への愛着度のある方や、町に住み続けたい、いずれは住みたいと答える方の割合が少ないと分析しております。

県でも、このような調査や人口減少対策に係る調査を県内各市町村において実施することで、市町村ごとのばらつきを把握し、既存の人口減少対策の分析や新たな施策の土台とすることができるのではないかと考えます。県でも調査分析を行ったらいかがでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まずは高校再編に伴う校舎の早期建設についての所見という御質問でございます。

高校再編は、御質問にもありましたが、単に高校を縮小、統合していくということだけではなく、新たな学びへと変革していくための好機だと考えております。そういう観点では、御質問にありましたように、できるだけ速やかに取り組むということが重要だというふうに思いま

す。

県債残高は、質問にもお答えしておりますけれども、少し増加基調にあるわけではありますが、そうした中でも、最優先施策の一つとして、この教育、高校再編について予算づけをしていきたいというふうに考えております。

しかし、一方で、この再編計画は、長年にわたる歴史ある学校がなくなる、あるいは統廃合されることでもありますし、また、新しい学校をつくるということになると、やはり地域の皆様方、関係の皆様方と十分な合意形成を進めていくことも大変重要だと思っております。そうした検討には一定の時間を要することもある意味やむを得ないのではないかと思います。

ただ、子供たちは、毎年毎年学年が変わって成長していくわけありますので、教育委員会には最大限のスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに考えています。引き続き教育委員会としっかり連携を図りながら、予算の確保をはじめとして、私としてできる取組をしっかりと行って、高校再編が、単なる数の減少ではなく、新しい長野県の学びの場をつくっていく「学びの改革」にもしっかりとつながる取組にしていきたいと考えております。

続いて、人口減少対策に関連して、キャリア教育の取組が県内定着に与える影響についてという御質問でございます。

上伊那の郷土愛プロジェクトは、私もいろいろなところでいろいろな方からお話を聞いていますし、また、いろいろなところで宣伝もさせていただいてきているところでございます。やはり地域の、特に経済界の皆様方が非常に熱心に取り組まれているというのが、長い間こうしたプロジェクトが継続し、しっかりと地域に根づいた活動として進められている要因ではないかというふうに思っております。

県としても、こうした取組をほかの地域も含めてもっともっと広げていくということは大変重要だというふうに思っております。そうした観点でいろいろと取り組んできております。例えば、昨年12月に長野県の総合教育会議を開催いたしました。上伊那の広域連合から、郷土愛プロジェクトに関する取組状況や成果等について共有していただきました。また、経済団体や信州大学など産学官で連携して取り組んでいる産業人材育成支援ネットワーク会議においても、この郷土愛プロジェクトのような取組を県内各地に広げる取組を進めようということで情報共有してきているところであります。

こうした取組を通じて、例えば、昨年度は、モデル的に佐久と上田地域の産業展に小中高校生向けの職業体験ブースを設置して、300名を超える児童生徒の皆さんに御参加いただいたところであります。これを契機として、今年度、佐久市では、SAKUメッセに地元の小中高生を招待するなど、地域の主体的な取組にもつながってきているところでございます。

来年度の予算の中でも、こうした地域と学校の一体の取組を進めようということで、学校と

社会をつなぐ連携コーディネーターの配置の拡充や、新たに職業体験支援コーディネーターの配置をしたり、さらには、キャリア教育支援ポータルサイトの構築をしたりということで、地域の学校と企業とのマッチングを開始していきたいというふうに考えております。

私も、昨年1年間若者と話してみても、それ以前から感じていることではありましたが、長野県で生まれ育った子供たちが、あまり地域の企業のこと、働く場のことを知らないということが大きな課題だというふうに認識しておりますので、こうした取組も生かしながら、これからも若い皆さんに地域のことをもっともっと知っていただく。そして、地域の産業界の皆様方にも御協力いただいて、子供たちと産業界との顔の見える関係性づくりに取り組んでいきたいと思っておりますし、そのことが、ひいては若者の県内定着や、一度県外に出て行っても、またあいつう人たちと一緒に仕事をしたい、また、こうした地域を盛り立てるために自分たちも頑張りたい、そういう思いを持って帰ってきてもらえるというふうに考えております。

そうした問題意識の下で、教育委員会とも連携しながら、この郷土愛プロジェクト的なキャリア教育、地域と連携してのキャリア教育がしっかり進むように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には調査を既存の施策の分析と新たな施策の土台にすることについて御質問をいただきました。

人口減少対策にかかわらず、県政を効果的に推進していくためには、当事者の方の意識を把握し、様々なデータを土台として施策を進めていくことが重要です。このため、信州未来共創戦略の策定に当たっては、若者や子育て中の女性をはじめ、移住者、教育・医療関係者、関係団体の皆さんなどと約150回意見交換を実施し、問題意識の把握に努めたところです。

このほか、県民文化部が定期的実施している男女共同参画に関する高校生の意識調査や結婚・出産・子育てに関する意識調査、デジタル庁が公開している地域幸福度（Well-Being）指標、市町村単位で推計人口の推移や年齢区分別推移、人口ピラミッドなどを確認できる地域別将来推計人口ダッシュボードなども戦略策定の参考にしたところです。

来年度も、県民文化部においては、ジェンダーギャップの現状を市町村ごとに可視化し、市町村や地域の取組を促進することを予定しております。

今後も、既存の調査の活用はもとより、議員御指摘の事項も含めて必要に応じて把握するなどし、市町村の状況や県民意識等も踏まえた施策展開をしていきたいと考えております。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、県立高校の再編整備ですけれども、知事からは、最大限スピード感を持って教育委員会とも調整しながら必要な予算を確保したいというお話をいただきました。教育委員会からもしっかりとしたものが上がってくると思いますので、できるだけ予算をしっかりと取っていただくようお願いしたいと思います。

人口減少対策についてですけれども、まず、知事から郷土愛についてお話をいただきました。この郷土愛なんですけれども、評価をいただいているのは分かるのですが、これがどう結果に結びついているのか、今に結びついているのかということをもう少し分析するべきではないかなと、そのように考えます。

企画振興部長にこのアンケート調査の話をしたんですけれども、人口減少対策については、先ほどもお話ししたとおり、施策に対してそれが効果的なのかどうかという検証がなかなか難しいというように思っております。しかし、今しっかりとやっていかなければ、将来の世代、将来の現役世代に対して負担が増えてしまう、また、喪失感を持ってしまうというようなこともあるかもしれません。

人口減少対策に対して、私は、この郷土愛というのは、地元に戻ってきてくれるという部分ではかなり大きな意味があるというように認識しておりますので、こういったものも可視化できるように調査をしていただいて、そして次の施策に生かしていただきたい、そのように思います。これは継続した調査が必要だと思いますので、ぜひお願いしたいというように思います。

次の質問になります。県土のグランドデザインについてであります。

「未来共創戦略の私のアクション！（案）」の中に、「安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進 県土のグランドデザインを策定・実現しよう」とあります。

今定例会の建設部長の議案説明要旨には、人口減少下においては、都市機能や社会インフラ等の最適化、激甚化・頻発化する災害リスクの回避、交通ネットワークの構築などの視点を持ち、将来の県土を考えていく必要がある。また、昨年度の人口減少に係る県民との意見交換においては、楽しいまちや便利な交通について要請もあったと。また、安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定に向け、県民との議論を開始するとありました。さらに、開会時、知事の議案提案説明において、特に分散から集住や持続可能な生活圏の形成といった発言もありましたので、それらを踏まえて質問いたします。

県内1、2の町、長野市や松本市においても閉鎖される大規模商業施設があるなど中心市街地がさま変わりする中で、未来へ向けてどのような県土のグランドデザインを策定するのか、伺います。

また、県で策定するグランドデザインは、市町村と共に進めるべきであると考えます。県全体で文字どおりグランドデザインを描き、その上で、まちづくりや都市計画の変更など市町村

が実施する施策や業務については県が積極支援をすべきではないでしょうか。以上を新田建設部長に伺います。

次に、ハラスメントの相談体制についてです。

組織内でハラスメントなどがあった場合は、やはり組織の体制として自浄作用が働かなくてはなりません。しかし、組織での改善が期待できない場合は、マスコミなどの外部を使ったり、退職をしたり、最悪の場合は自死を選択するということがあります。

これらの手段は、問題が一気に動く可能性もありますが、残った者にも傷跡を残すことがありますので、できれば内部で早期に解決するべきであります。そのためには、解決の期待ができる組織であり、信頼のできる相談体制があることが絶対条件であります。心に負った傷が小さなうちに対処でき、完治できる県組織であることを期待し、質問いたします。

県職員がハラスメントについて気兼ねなく相談できる体制が確立されているのか、近年の状況と併せて伺います。また、気兼ねなく相談するためには、相談者のプライバシーがしっかりと守られていることが肝要だと考えますが、相談のあった場合、具体的にどのように調査、対応をされているのか、伺います。以上を渡辺総務部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県土のグランドデザインの策定内容についてお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインについては、信州未来共創戦略の方向性を踏まえ、人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、策定に取り組んでまいります。

これからですが、まずは、次年度、議論が見える化するために必要な調査を実施し、県民の皆様との議論を開始いたします。その際、市町村や経済団体など、県内各地、各分野の皆様とも議論を深めながら、都市部だけではなく農村地域の暮らしも見据えた長期的かつ広域的な視点での県土政策の方向性をお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、市町村が実施する施策、業務への県の支援についてのお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインについては、特に生活圏の形成に関わる観点からも、市町村と議論を重ね、県民の皆様と協働で策定してまいります。

これまでも、リニア駅近郊の土地利用に関するグランドデザインの策定や、信州地域デザインセンター、UDC信州を通じた市町村支援などにより各地の魅力あるまちづくりを積極的に支援しているところでございます。さらに、市町村が行う都市計画事業などに対しては、国の補助事業などを活用し、支援を進めているところでございます。

今後、こうした支援に加え、その他の必要となる支援についても、国に求めるものや県で行うものなどをしっかりと整理し、県土のグランドデザインを実現するために必要な施策を全ての市町村が実施できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはハラスメントについて2点のお尋ねをいただいております。

最初に、近年のハラスメントの状況と気兼ねなく相談できる体制の確立についてでございます。

ハラスメント相談は、令和4年度は16件、令和5年度は25件、6年度は現在44件と増加傾向にあることは憂慮すべき状況にあると認識しております。相談件数の増加は、ハラスメントに対する社会の認識の変化や、これまでの相談体制の整備や周知による効果があるものの、被害を最小限にするためにも、気後れやためらうことなく相談できる体制づくりに取り組んでおるところでございます。

これまでも、プライバシーに配慮した相談専用の電話やメールアドレスを設置、各部局や現地機関に相談窓口となる職員相談員の配置などに取り組んできたところでございます。加えて、今年度は、健康相談など他の相談窓口との連携強化による窓口の拡大、職員向けの専用ポータルにおける相談窓口の新設、また、防止のみならず相談スキル等の向上にも資するよう、係長以上の全職員を対象としたパワーハラスメント防止研修会を新たに実施するなど、相談体制の充実強化を図ってきたところでございます。

次に、相談があった場合の調査、対応についてでございます。

ハラスメント事案において、相談者のプライバシーへの配慮は極めて重要なものと認識しております。このため、所管のコンプライアンス・行政経営課の職員の中でも、相談対応及び情報に接する職員は一部に限定化、ハラスメント相談専用の電話やメールアドレスの設置、匿名での相談も受け付けるなど、相談者のプライバシーや心情等に十分配慮して相談に応じておるところでございます。

相談があった場合には、具体的な内容を聞き取るとともに、周囲の職員など関係者からも聞き取りを行うことで、客観性を高めた上で行為者の弁明を聞き、事実関係を客観的に整理しております。その上で、私を委員長とします職員分限懲戒審査会においてハラスメントとしての認定の是非など最終的な評価を行い、行為の態様等に応じ、懲戒処分を含む必要な対応をしているところでございます。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えをいただきました。

まず、県土のグランドデザインですけれども、次年度から必要な調査を始めるといってお話がありました。市町村、特に農村部等もしっかりとケアした形でやっていただけるといってお話だったので、期待したいと思います。

UDC等を使ったまちづくりはこれまでもあったわけですが、それぞれの市町村が期待する部分にしっかりと寄り添っていただければありがたいなど、そのように思います。

ハラスメントの体制についてお話をいただきましたが、年度を追って相談件数が増えているという話だったのですけれども、これは、プラスに取れば、気軽に相談ができるようになったという見解もあるというお話だったと思います。職員の皆様方が何かを感じたら、小さなうちに相談できるような、そんな温かい雰囲気であってほしい、そのように思います。いずれにしましても、ハラスメントを起因として病んでしまったりということがないようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（続木幹夫君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂です。私は、今回は保健医療等4項目について質問をさせていただきます。

私どもにとって最も強い願いは、健康であります。しかし、自分が健康なのか、不健康なのか、判断することはなかなか難しいことであります。私は、人間ドックへ毎年行っておりますけれども、行くたびにチェック項目が増える。また、コレステロールの薬を飲んでいるようでは健康ではないというふうに思っております。私どもは、健康で、しかも長生きをするということが幸せなことだというふうに思っております。

そこで、まず、健康寿命について質問させていただきたいと思います。

令和5年3月に策定されました長野県総合5か年計画におきまして、長野県の強みとして幾つか掲げられており、その中の一つに、全国トップレベルの健康寿命というふうに表現されております。しかし、本当にトップレベルなのでしょうか。

まず、国における健康寿命の定義について確認をしたいと思います。

厚労省では、令和5年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、いわゆる健康日本21を定めました。この中で、健康寿命は、学術的にも概念や算出方法が確立されているとしております。その上で、健康寿命のあり方に関する有識者研究会報告書を踏まえまして、健康寿命の主な指標として、日常生活に制限のない期間の平均を用いることとしているところでございます。また、補完的な指標といたしまして、日常生活動作が自立している期間

の平均、これは県の総合計画で採用している指標であります、これを用いるとしているところでもあります。

この報告書によりますと、主な指標の長所として、長期の経年比較に適しているとされております。一方、県の総合計画が採用しております補完的な指標は、主な指標の算出が困難な自治体等において、ある分野に特化した形で活用することを求めているのであります。

世界保健機構、WHOでは、2000年に健康寿命について提唱しております。WHOにおける健康寿命の定義は、健康日本21と同じであります。

令和6年3月に策定いたしました県の第3期信州保健医療総合計画には、健康寿命について記載されております。

厚労省の主な指標を用いますと長野県は男性30位、女性37位となっております。一方、補完的な指標を用いますと、男性1位、女性1位となります。このように、指標の選び方によって全国順位は大きく異なるというのが現実でございます。

県の保健医療総合計画の推移を見ますと、平成25年からの第1期計画と平成30年からの第2期計画では、全国1位という記載はありません。しかし、令和6年度からの第3期計画におきまして、全国1位という記載が登場するのであります。また、現行の総合5か年計画の一つ前の計画では、長野県の強みや施策、達成目標にも健康寿命の記載はありません。一方、現行の総合計画で、健康寿命全国1位という文言が記載されたわけではありますが、なぜ今回の総合計画で記載が変更されたのか、理解ができません。

私は、以前から、長野県の健康寿命を全国トップレベルとしてよいのか、疑問を抱いてまいりました。令和5年3月の県議会、県民文化健康福祉委員会の審査の中で、私は、ある指標によりますと県の健康寿命は男性30位、女性37位となっているが、総合計画における健康寿命を全国トップレベルとする記載とはあまりにもかけ離れていると指摘いたしました。

また、その一月前の令和5年2月に開催されました県の医療審議会の席上、長野県医師会長であります竹重委員から、健康寿命については三つの算出方法があるが、県が採用している指標と違う指標を用いると県の健康寿命は短くなると指摘されております。これに対して、健康福祉政策課長は、県が採用しているのは厚労省の主な指標ではなく、補完的な指標であると答弁しているのでございます。

令和4年7月に長野県歯科衛生士会が発行いたしましたオーラルフレイル対策ガイドラインにおいては、健康寿命の数値は、厚労省の主な指標を用いて、男性6位、女性17位となっております。

昨年12月に厚労省が開催いたしました健康日本21推進専門委員会で令和4年度の都道府県別健康寿命が公表されまして、トップは男女とも静岡県となっております。静岡県は、ホーム

ページにおきまして、県の強みといたしまして、日本一の健康寿命をアピールしており、男女ともに全国1位としております。静岡県が全国1位ということであれば、長野県は1位とすることはできないと考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

厚労省が定めた健康日本21では、日常生活に制限のない期間の平均を健康寿命の主な指標として扱っており、この指標によると、本県の健康寿命は男性が全国18位、女性が全国23位となっております。

一方、県は、総合5か年計画におきまして、日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命の指標に用いまして、男女ともに全国トップレベルと位置づけておりますが、これは厚労省が主な指標として用いるものと異なっているわけであります。県の計画で用いる数値は、広く認知され、公的な統計としてよく活用されているものとすべきであります。健康寿命についても、厚労省の定義における主な指標を用いるべきと考えるわけであります。その上で、本県の健康寿命を全国トップレベルとする現状認識を改めるとともに、計画において目指す目標やこれに係る施策を修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新たな地域医療構想についてお聞きいたします。

長野県は、2017年3月に地域医療構想を策定いたしました。構想では、2025年に必要とする病床数を推計し、関係者の協議によりまして病床の機能分化と連携を進め、効率的な地域医療体制を構築することを目指しております。現行の構想は2025年度末をもって構想期間が終了するため、2025年度中に新たな地域医療構想を策定することになっております。

そこで、知事にお聞きいたします。

現行の地域医療構想の進捗状況と、課題をどう分析し、新たな地域医療構想にどのように反映する方針でしょうか。また、県と市町村の役割分担や連携について、現行の構想は記述が不十分であることから、新たな構想におきましては、より具体的に記述するなど、内容を充実させるべきということを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、健康福祉部長にお聞きいたします。

地域医療構想に係る様々な重要事項を協議するために各医療圏に組織されております地域医療構想調整会議において、市町村から選任される委員の多くは担当部課長となっております。調整会議は、公立病院の存続や再編、経営に影響を与える重要事項も協議するため、市町村から選任する委員については、より責任を持って市町村の考えを発言できる市町村長が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

次は、医師の確保であります。

県の地域医療構想におきましては、医療従事者、介護従事者の確保、育成を大きな施策の柱

としております。また、県では、医師確保を図るために、2024年度からの3か年を計画期間とする医師確保計画を策定しております。計画には五つの柱があり、この中に地域偏在の是正や医師の勤務環境の改善が掲げられております。

医師の偏在が全国的な課題になっていることから、厚労省では、新たな地域医療構想を作成する上で医師偏在対策を重視することとしております。長野県は全国で36位の医師少数県に位置づけられており、県全体としても医師確保を進めることが重要な課題となっております。

また、地域の診療所の医師の高齢化、後継者不足も大きな課題となっております。また、医師の労働環境は過酷を極めており、過労死や過労自殺者が出るなど社会問題にもなっております。

そこで、以下2点について知事にお聞きいたします。

一つ目。県の現行の医師確保計画によりますと、2020年に人口10万人当たり243.8人であった医師数を、2026年には264.6人に増やす目標を掲げているところではありますが、現状の進捗状況を伺うとともに、次期計画ではどのような数値目標を掲げ、目標達成のために具体的にどのような施策を推進する方針でしょうか。

二つ目。医師少数県を脱するためにも、県内の上小、上伊那、飯伊、木曾の四つの医師少数区域を解消するための施策を積極的に進めるべきと考えますが、県として具体的にどのような施策を推進する方針か、伺います。

次に、健康福祉部長にお聞きいたします。

医師の確保を図るために、医師の働き方改革を早急に進めるとともに、医師を取り巻く様々な環境を改善しなければなりません。具体的にどのような対策を講じていかれますか。

次は、県立病院への財政支援であります。

長期にわたるコロナ禍によりまして、全国の病院では実質的な財政状況が悪化したところではありますが、コロナに係る病床確保料等の支援を受ける中で、財政収支を均衡することができました。

県内の市町村や一部事務組合が設置しております病院の決算を見ますと、県全体で令和4年度では28億円の純利益を計上したところではありますが、令和5年度におきましては13億円の純損失となっております。県立病院機構の決算を見ますと、令和4年度までは黒字であったものが、令和5年度には赤字を出しました。

コロナ禍を経て、全国の公立・公的・私立病院は苦しい経営を余儀なくされ、令和5年度は軒並み赤字決算となっております。まさに異常な状況となっているわけであります。これは、コロナに係る財政支援の終了、患者数の減少、医薬材料等の高騰、人件費の増大などによるものと考えられます。

県立病院としての公的な役割を果たしながら持続可能な経営を実現するため、県は令和7年度からの5か年の第4期中期目標を病院機構に示したところであります。しかし、令和5年度決算では赤字を出しており、今後の経営が大変心配されるところであります。赤字経営の影響で、必要な施設設備の整備が滞ったり、必要な給与改定ができないようでは、医師の働く意欲にも影響し、医師がほかの病院に転出することにもつながると考えられます。

そこで、まず、健康福祉部長にお聞きいたします。

県が県立病院機構へ指示いたしました第4期中期目標では、財務に関して、中期目標期間中の早期に単年度で経常黒字を達成することとしておるところでございますが、令和5年度決算では純損益で約12億円の赤字でありました。公立病院としての特殊性に加え、不採算部門を抱えていることなどから、病院側の経営努力だけでは限界があると考えるところであります。県立病院の安定的な経営のため、開設者である県が、総務省の繰り出し基準に基づいて負担しております運営費負担金で最大限支援をしていく必要があると考えますが、県の財政支援の方針について伺います。

次に、知事にお聞きいたします。

県立こども病院は、建設から30年余り経過いたしまして、施設が老朽化し、また、機能面で改善または充実すべき様々な課題を抱えていることから、長期的な視野に立って建て替えを検討すべき時期に来ていると考えますが、今後の方針はどうか、伺います。

以上で大きい一つ目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）保健医療の充実についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、健康寿命についての指標の取り方は厚労省の定義における主な指標を用いるべきと考えるがどうか。また、全国トップクラスという現状認識を改めるとともに、計画において目指す目標やこれに係る施策を修正すべきと考えるのがいかがかという御質問であります。

私も、かつて、担当部局に酒井議員と同じような投げかけをし、いろいろと検討させていただいたところであります。その結果、まさに御質問いただいたように、本県においては、日常生活動作が自立している期間の平均をしあわせ信州創造プランに目標として掲げさせていただいているところであります。

国としては、健康寿命を測る指標として全部で3指標提示しておりますが、本県においても、この第3期信州保健医療総合計画においては、その全てを延伸するということを目標に掲げさせていただいています。

創造プランの掲げている目標であります。これは、介護保険の要介護度をデータとして使っていることは議員御承知のとおりだと思います。実は、ほかの2指標は厚労省の国民生活

基礎調査を基にしているわけでありまして、これは、御本人の回答から作成しているデータであり、本県がしあわせ信州創造プランで採用しているデータは、ある意味客観的なデータということでありまして、データの客観性という観点からは私どものデータのほうが優位性があるのではないかと思います。

また一方で、国民生活基礎調査を用いた2指標については、直近の令和4年の調査では県内で39の市町村が対象ということで、悉皆調査になっていません。過去の順位を見ると、かなり大幅に変動しています。回ごとに10位ぐらい上がったたり下がったりするのが当然のように行われている状況になっていまして、どういう方々を対象にして聞くかによって毎回振れ幅が大きくなって、評価の結果が変わってきているという状況になっています。

それから、国民生活基礎調査をベースにしますと、3年ごとの調査ということでなかなか毎年の進捗管理ができないということもあって、しあわせ信州創造プラン上はこの介護保険をベースにした目標を設定させていただいたところであります。

とはいえ、県民の皆様方がどういう状況と御自身で判断されているかということも決して我々が無視してはいけない指標だというふうに思っています。こうした指標も今後とも念頭に置きながら、この健康寿命がより延びていくようにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、地域医療構想の進捗状況、課題と新たな地域医療構想の記載内容という御質問でございます。

平成28年度に現行の地域医療構想を策定いたしました。これは、2025年の人口構造や医療ニーズの変化を見据え、病床機能の分化と連携を図ろうというものであります。令和5年の病床は、平成27年と比較して、過剰とされている急性期が1,800床以上減り、不足が見込まれているとされていた回復期病床については1,200床以上増えているということで、この地域医療構想が目指していた方向性、そして医療のニーズに沿った機能転換が図られてきているものというふうに考えています。

一方、今後の高齢化の進展を見据えますと、住民の皆様方が地域で暮らしていくために必要となる在宅医療や介護との連携を一層強化していくことが必要だと考えております。こうしたことを考えますと、地域包括ケアの推進を担っていただいている市町村の皆さんとの関わりはこれまで以上に重要になるというふうに考えております。

本県においては、国が検討を進めている新たな地域医療構想を先取りして、昨年3月には、病床機能だけでなく医療機関機能にも着目した医療提供体制のグランドデザインを策定し、その実現に向け取り組んできているところでございます。

新たな構想の策定に当たりまして、このグランドデザインを基にしながら内容の充実を

図っていききたいというふうに考えております。特に、先ほど申し上げたように、在宅医療、かかりつけ医機能の確保などを一体的に図る観点から市町村との役割分担や連携に係る記載について充実していききたいと考えております。

それから、医師確保についての進捗状況と次期計画での目標等はどうするのかという御質問でございます。

医師確保計画に掲げております目標の進捗についてであります。人口10万人当たり医療施設従事医師数は、2022年現在で約250人ということで、目安値としては約251人でありますので、まだ僅かに少ないですが、おおむね順調に増加してきているというふうに考えています。例えば、実人員で申し上げれば、2年前の2020年と比べて、52名増加して5,046人となっておりますので、医師数、それから人口当たりの医師比率ともに増加してきているという状況でございます。

今後の目標達成に向けましては、医師の地域的な偏在、それから診療科の偏在、こうしたことが課題だというふうに考えております。昨年末、国においては、医師確保計画の一部として、医師偏在是正プランを新たに策定するという方針を決定して、都道府県が重点医師偏在対策支援区域を設定した上で、支援対象の医療機関、区域ごとの必要な医師数偏在是正に向けた取組等を定めるということが示されたところであります。

2026年に策定する予定の次期医師確保計画におきましては、本県の将来を見据えて昨年度策定した医療提供体制のグランドデザインの考え方を踏まえて、必要な医師数等の数値目標を定めますとともに、例えば、派遣医師等の手当の増額に向けた支援など、実効性のある施策を推進していききたいと考えております。

続いて、医師少数区域を解消するための施策についてという御質問でございます。

地域で安心して暮らすためには、必要な医療が受けられるということが大変重要です。そうしたことを考えると、日本全体の偏在是正も何とかしていただきたいと思いますが、その一方で、県内の医師少数区域に対する取組にもしっかりと対応することが必要だと思っております。

これまで、修学資金貸与医師の優先的な配置であったり、また、本県独自の施策としては、地域の人材拠点病院が行う医師派遣に対する補助を行って、昨年度は延べ3,283人を僻地診療所等に派遣するなど、医師少数区域の医師確保に取り組んできたところでございます。

一方、過疎地域をはじめとして人口減少が急速に進む中、本県の医療提供体制のグランドデザインを踏まえた医療機関の役割分担や集約化、それに合わせた医師配置の検討のほか、オンライン診療の導入等にも取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

国が打ち出した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの中の経済的インセンティブにも示された重点医師偏在対策支援区域で行う診療所の承継・開業や派遣医師の手当の増額

など新たな施策についても、県として積極的に検討していきたいと考えております。

最後に、県立こども病院の今後の方針についてという御質問でございます。

本県の小児・周産期医療提供体制を支えていただいている県立こども病院は、平成5年の開設以来31年が経過しております。私も入院されているお子様の御家族とお話をさせていただいていますが、施設が古くて狭い、入院している子供に付添いがしづらいつらいつらといった声をいただきました。今後の施設の在り方について検討を始めなければいけない時期に来ているというふうに認識しております。

その検討に当たりましては、将来に向けた病院の位置づけを明確にし、同時に、病院の規模や必要な医療機能を考えていくことが必要だと考えております。県としては、来年度、今後の人口減少や医療資源の減少を見据えて、全県的な小児・周産期医療提供体制の検討を行っていききたいというふうに考えております。その検討結果を踏まえて、このこども病院の施設の在り方について病院機構と一緒に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、地域医療構想調整会議における市町村委員の選任についてでございます。

市町村委員の選任の状況は圏域ごとに異なっており、全ての市町村から選任されている圏域もあれば、一部の市町村の代表が選任されている圏域もございます。また、その役職は、健康福祉部門を所管する部課長が多くを占めており、市町村長の選任は全県で16名となっている状況です。

新たな地域医療構想では、これまでの病床機能に加え、公立病院を含む各医療機関が地域において担うべき役割を明確化していくことが示されており、地域医療構想調整会議では、地域の将来を見据えた医療提供体制全体の在り方など重要事項を引き続き協議、検討していくこととなります。

加えて、在宅医療や介護連携などについては、市町村と協働して取組を進めていくことが必要となってまいります。こうしたことを踏まえ、新たな地域医療構想の推進に当たっては、議論がより活性化し効果的なものとなるよう、地域医療構想調整会議に市町村長を選任することを検討してまいります。

次に、医師の働き方改革に向けた対策についてでございます。

医師の働き方改革は、これまで長時間労働や休日出勤により医療を支えてきた医師の働き方について、業務の効率化や他職種へのタスクシフト・シェアの推進などにより改善を図ろうとするものでございます。あわせて、柔軟な勤務形態の導入や女性が働きやすい職場の整備等も

進めることで、医師の確保、定着にもつながると認識しております。

本県では、今年度からの時間外労働上限規制の適用に向けて、業務効率化のためのICT活用の補助や、医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーによる医療機関の個別支援などを行ってまいりました。県としては、県内の上限規制への対応はおおむね順調に始まったと認識しているところでございますが、上限緩和の特例を受けた7病院については、今後段階的に時間外労働を縮減していく必要がございます。今後とも、タスクシフト・シェアの推進や労務管理セミナーの開催とともに、代償休息等の確実な履行に向けた相談支援、子育て支援のための院内保育所の運営支援等に取り組んでまいります。

このような取組を総合的に実施し、県内全ての医療機関の医師が健康に働き続けることができる環境の整備により、医療の質、安全の確保と持続可能な医療提供体制の維持を図ってまいります。

最後に、県立病院機構に対する財政支援の方針についてでございます。

地方独立行政法人長野県立病院機構は、独立採算制を原則として運営されているところでございますが、僻地における医療をはじめとした不採算な業務に要する経費については設立団体である県が運営費負担金として負担しているところでございます。

人口の減少や少子高齢化による医療ニーズの変化や物価高騰、コロナ後の受療動向の変化など医療を取り巻く環境が年々厳しくなる中、地域医療を支える県立の5病院において不採算部門の医療提供を行うためには、これまで以上の経費が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、今般の運営費負担金の改定に当たっては、55億1,000万円から63億円への増額改定を行う旨、当初予算案に盛り込んだところでございます。県としては、この運営費負担金の増額はあくまで不採算分野への増額であり、単なる赤字の補填ではないという認識の下、県立病院機構には不断の経営努力も併せて求めてまいります。

既に県立病院機構では抜本的な経営改善に取り組んでいるところですが、機構の経営改善と県からの運営費負担金による支援という両面での取組により、機構の自立的かつ持続的な運営につなげてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）健康寿命につきましては、知事から丁寧に御説明をいただきました。非常に分かりやすい御回答をいただきましたが、であるならば、当時担当委員会で私が質問をした段階、あるいは医療審議会における委員からの質問に対する答弁は、非常に不満足というか、不十分な回答だったと。やはり自信を持って、こうだからこうだという答弁をしてもらわないと、県民からしてみると困ると思うんです。やはり、知事をはじめ、部長も、課長も、職員の

皆さんも、同じ考えを持って、常に同じ回答ができるように準備をしておく、勉強をしておく、こういうことをお願いしたいと思います。

こども病院については、検討を進めるということでありましたので、大いに期待していきたいと思います。本当に、いつどうなるかという体を抱えた子供、家族の方もいらっしゃるわけですから、その期待に応えられるような病院建設につながるような進め方をさせていただきたいと思います。

次は、水道事業の広域連携であります。

厚労省では、平成27年6月に水道の耐震化計画等策定指針を策定いたしまして、重要給水施設に係る管路の耐震化を優先して推進することを目指しているところでございます。重要給水施設とは、災害時に重要な拠点となる病院、災害時要援護者の避難拠点など給水優先度が高い施設のことであります。

能登半島地震におきましては、上下水道施設や管路に甚大な被害を受け、避難生活や復興等に大きな障害となっているところでございます。こうしたことから、2026年度からの国の防災・減災、国土強靱化実施中期計画において、上水道の耐震化についても重点項目に加えるということが検討されているところでございます。

そこで、環境部長にお聞きしたいと思います。

能登半島地震の教訓から、重要施設に係る水道管路の耐震化を推進することが喫緊の課題となっておりますが、県内の重要施設水道管路の耐震化率、これは耐震適合率であります、16%で、残念ながら全国ワースト2位となっているところでございます。県内の水道事業においては、厳しい財政状況や人材不足等により水道管路の耐震化が進まない状況にある中、広域連携は耐震化のための財源確保等に大きな効果があることから、早急に広域連携を進めるべきと考えますが、県としてどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

次は、ネーミングライツの新たな導入についてであります。

ネーミングライツとは、施設の命名権のことですが、県が導入しております主なものは、ホクト文化ホール、キッセイ文化ホールなどです。この名称は、県民の認知度が高く、しかも親しまれているところでございます。

ネーミングライツ事業は様々なメリットがあることから、できるだけ広くパートナーを募集すべきと考えます。県内の県立の三つの文化会館のうち二つの施設がネーミングライツを採用しているにもかかわらず、伊那文化会館だけは採用していないことに、県民の理解は得られないと考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

令和5年3月に作成した長野県行政・財政改革方針2023では、ネーミングライツを積極的に

導入することとしておきまして、具体的取組として、新たな施設の募集を検討するとしているところでございます。伊那文化会館は、現在ネーミングライツを導入しておりませんが、導入により財源確保等様々な効果が期待できることから、早急に導入することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

最後に、適正なガソリン価格であります。

先ほども質問がございましたが、レギュラーガソリンの県内1リットル当たりの平均小売価格は、昨年8月から今年1月まで22週連続で都道府県の最高でありました。2月17日現在の価格は191円70銭であり、全国トップクラスの状態が続いているわけであります。

県民は、全国トップクラスのガソリン価格に怒っております。私は、県政報告会を地域で開催しておりますが、この問題に関する質問や意見が最も多く、県議は一体何をやっているのだというお叱りもいただいているところでございます。

そうした中で、2月6日には、ガソリンスタンドの店頭表示価格が事前調整された疑いがあるとの報道がありました。こうした中、10日には、自民党県議団は知事に対して事実関係の確認等に関する緊急要望を行ったところであります。さらに、18日には、公正取引委員会が独禁法違反の疑いで県石油商業組合に立入検査を実施いたしました。今回の価格調整の疑いについて県民の不信感が高まっております。報道が事実だとすれば、県民を欺く行為であり、容認できません。

自民党県議団では、これまで複数回にわたり資源エネルギー庁と高価格対策について協議をまいりましたが、長野県特有の要因があることから、国としては長野県に対して特別に支援することは困難との感触を得ているところでございます。

人口1,000人当たりの自動車、これは乗用車であります。保有台数は長野県は全国で6位、人口1人当たり0.68台となっております。長野県より保有台数の多い五つの県のガソリン価格を見ますと、全国順位では比較的低価格帯にあります。長野県では1世帯当たりの自動車の保有台数が多い上にガソリンの価格が高い状況にあり、まさにダブルパンチとなって家計を圧迫しているところでございます。

ある調査によりますと、1世帯当たりのガソリン消費量は長野県は全国3位であります。長野県は移住したい都道府県の1位であります。車がなければ生活ができない長野県において、ガソリン価格が高い状況は、移住を検討している人が長野県を敬遠することにもつながりかねません。

そこで、まず知事にお聞きいたします。

長野県はガソリン価格が全国トップクラスであり、自動車を保有する世帯の多さ、そして灯油の消費量の多さも相まって、県民の家計を圧迫しております。そうした中、ガソリン価格調

整の疑いにより公正取引委員会が調査を開始するなど、適正な価格競争ができていないと史料される状況にあります。県も独自に調査を行った上で適正価格の実現に向けて取り組むべきと考えますが、今後の県の対応を伺います。

次に、産業労働部長にお聞きいたします。

中山間地のガソリンスタンドの経営維持が課題となっております。県として具体的にどう対応するのか、伺います。

以上でガソリン価格の質問といたします。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）水道事業の広域連携についてのお尋ねでございます。

水道施設や管路の耐震化を進めるに当たり、財源や専門人材の不足が市町村共通の課題となっております。この解決に向けて、資金や人材、施設といった資源の効率的運用、経営面のスケールメリットの創出等が可能となる広域連携の推進は極めて重要であります。

令和5年3月に改定した長野県水道ビジョンでは、財政の改善効果等が最も大きい圏域単位の事業統合を目指すことが望ましいとする一方で、一部の事業者の事業統合を先行して実施することや、事務の共同化による経費の削減、仕様書の共通化、施設等の更新基準の統一等を進め、事業統合に向けて段階的に広域連携を実施することなどを掲げているところです。

これを踏まえ、先行する上田・長野地域をはじめ、佐久、上伊那及び松本圏域では事業統合に向けた検討が始まっているほか、ほかの圏域においても、今後の水需要の動向を踏まえた施設の集約等の検討、薬剤の共同購入及び管理の共同化などの検討が進められているところであり、今後も市町村と連携して取り組んでまいります。

また、来年度からは、検討の場で助言等を行うアドバイザー派遣事業を拡充し、外部専門家による経営面も含めた講習会やセミナーを開催するなど、事業の基盤強化に向けた取組を強化していくほか、国に対して広域連携に要する予算の確保や補助要件の緩和等について引き続き強く求めてまいります。

水道事業は、県民の生活に欠かすことのできない重要なインフラであります。安定的、持続的にサービスが提供されるよう、引き続き広域連携の推進役を担ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、伊那文化会館へのネーミングライツの導入について提案するがいかかという御質問でございます。

伊那文化会館につきましては、本県がネーミングライツ制度を始めた2008年から2018年までネーミングライツ・パートナーの募集を継続的に行ってきましたが、最終的には導入に至らな

かったという経過があります。

その後、2019年に、上伊那地域の自治体、それから経済団体の皆さん等の連名で、地域密着型文化会館として、ネーミングライツにより特定の企業などの名称を冠することなく、引き続き伊那文化会館の名称を使用するという要望をいただいたところでございます。

また、この要望に加えて、伊那文化会館の事業につきましては地元の伊那市や企業から負担金や協賛金等による支援をいただいていることなども考慮して、それ以降は募集を行ってきていないという状況であります。

御指摘のとおり、ネーミングライツは財源確保等のため有効な手法だというふうに考えておりますが、一方で、今申し上げたような経過もあるわけでありまして。今後、地元の皆様方の御意見も十分伺いながら、その在り方を検討していきたいと考えております。

続いて、ガソリン価格について、適正価格の実現に向けて取り組むべきと考えるが、今後の県の対応を伺うという御質問でございます。

まず、今、公正取引委員会がガソリンの価格調整疑いということで調査に入っているわけがあります。独禁法の強力な調査権限を持っている公正取引委員会でありまして、実態が早期に解明されることを強く期待しているところであります。また、組合、事業者の皆さんには、ぜひ調査に全面的に協力していただきたいと思っております。

県としては、今、組合に対して調査結果を報告してもらうようお願いをしているところでありますので、まずその調査報告を受けたいというふうに考えています。県民の皆様方からは、第三者委員会を設けるべきではないかなどいろいろな御意見をいただいておりますが、県には独禁法の調査権限がない、強制する権限がないという状況でありますので、やはり私としては、まずは業界自らが襟を正していただいてその信頼回復を図ると同時に、県民の皆様方への説明責任をしっかりと果たしていただくことが重要だというふうに考えています。

このガソリンの問題は、先ほども御答弁申し上げたように、過疎地域の小規模SSをどう維持存続させるかということと、全国の中でも高いガソリン価格をどう抑制していくかという両面から対応を考えていかなければいけないというふうに思っております。もとより、これは自由主義経済下でありますので、しっかり競争原理を働かせていただくべきところは働かせてもらわなければいけないというふうに考えています。

その一方で、競争だけでは淘汰されてしまうようなSSも中にはあるわけでありまして。過疎連盟の話は何度かさせていただきましたが、先般問題提起をしたときには、ある市長からは、実はうち是这样やって支援しているのだというお取組の事例も共有していただいております。県内でも市町村が関与して支えているところもありますので、そういう事例を我々もしっかり把握させていただきながら、どういう形で維持存続を図るのかということもしっかり考えていか

なければいけないというふうに思っております。

その一方で、これは市場原理で当然競争原理が働いていなければいけない分野であるわけですが、単にそのことだけで県民の皆様方の負担が軽減されたりガソリンスタンドが維持存続されるわけではないというふうに思います。

そういうことを考えると、今、ガソリンにはかなり多くのガソリン税がかかっており、間接的ではありますが、ガソリンを給油されている方は税金を納めている形になっているわけでありまして、かつては、道路特定財源ということで道路のために使われてきたわけでありまして、今はそういう形にはなっていません。むしろ、こうしたものの使い方も、地方のSSが存続するために必要な取組や、地方の公共交通を存続するための取組などに生かしていくようなことも、これからの在り方としては考えられるのではないかとこのように思います。

酒井議員から御指摘があったように、県にも県民の皆様方から非常にたくさんの怒りの声を頂戴しております。今は、まさに、県民の皆様方の強い思いをしっかりと受け止めながら、このガソリン価格が高い長野県をこれからどうしていくかということに県として対応すべき局面だと思います。公取の調査が入っているので、我々が調査に介入したりマイナスの影響を与えるようなことは差し控えなければいけませんけれども、しかしながら、今申し上げたような観点で取り組むべきことはたくさんあるというふうに思いますので、しっかりと対応を行っていきたいと思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中山間地のガソリンスタンドの経営維持についてのお尋ねでございます。

中山間地では販売量の少ない小規模事業者が多いことから、経営維持が困難となっており、地域住民の安心な暮らしを守るためには、経営維持に行政が関わる必要性が高まっているものと認識しております。このため、県といたしましても、市町村サポートチームを設置いたしましてSS過疎地対策に取り組んでおり、青木村では村の関与でSSの事業承継が実現されるなど、徐々に行政が地域に不可欠なSSの維持に関わる事例が広がっているところでございます。

一方で、ガソリン価格の事前調整に係る報道を受けて公正取引委員会の調査が始まっていることなどから、こうした調査の推移も注視していきたいと考えておりますが、今後、大変重要な社会インフラ維持に向けた広角的な事業者支援につきまして、国や市町村、経済団体等の関係者の参加の下で検討し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）ネーミングライツにつきましては、上伊那から要望があったことは私も十分承知しておりますけれども、もうあのときから時は流れております。もう時代は変わっております。長野、松本地域は、ホクトなど、定着していっぱい使っているわけです。どこが上伊那と違うのかなと思うんですね。企業名が出るからいかんというその解釈には私はどうも納得ができません。前向きに御検討いただきたいと思います。

ガソリンについては、今知事から御答弁をいただきました。よく理解することができたわけでありまして、いずれにしても、県としての行動にも限度があるということもわかるわけでありまして、今、考えられることが幾つもあるということでありまして、十分に調査、検討などを行いまして、組合だけに頼るのではなく、自ら積極的に検討をしていただいて、早急に的確な対応を取ることを要望いたしまして、以上で質問といたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）改革信州の中川博司です。最初に、多文化共生施策の推進についてお伺いします。

10月に本県議会に選出され、ベトナム、カンボジアへ視察に行き、11月議会中に報告もさせていただきましたが、円安で日本へ働きに来るメリットが薄れる中であっても、ベトナムは日本において高度人材の育成を期待しています。カンボジアは、農業人材などを育成し、戻ってきて母国のために働いてほしいと願っていることを聞いてきました。

我が国は、様々な職場で人材不足となっておりますが、単に労働力が不足しているからという理由だけで外国人人材の活用を捉えていては、結果として日本は選ばれなくなります。韓国においては、韓国に行ってから、韓国語を教え、各県に母国語による生活相談を行う機関があるそうです。日本語教育や生活相談などの充実は待ったなしの課題だと言えます。

加えて、育成就労制度になれば転籍が可能となることから、長野県が外国人から働く場所として選ばれるような施策が求められます。県は、新年度において、「信州で暮らそうオンライン日本語教室」を新たに始めるほか、仮称長野県外国人政策検討会議を設置して、外国人政策の在り方や現行制度上の課題などについて議論を行うこととしています。

そこで、そうした議論を進めるに当たっての課題を提起したいと思います。

最初に、県民文化部長に4点お伺いします。

昨年10月、「外国人生活相談、自治体の負担増 交付金申請額が国予算超過」と報道されました。長野県内には、外国人生活相談窓口を設置している自治体は幾つあるのでしょうか。また、外国人受入環境整備交付金が当初予定していたとおり交付されなかった自治体があると聞きますが、現状と対応について伺います。

日本語教育推進のため、文部科学省は、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業において、日本語教育を実施していない自治体などを対象に、スタートアッププログラムとして日本語教室の設置に向けた助成を実施していますが、現在、県内でこの助成を受けているのは僅か1自治体であり、空白地域の解消につながっていません。

また、一つの自治体が日本語教育を一生懸命やっているとそこに外国人は集まってくるので、他の自治体はその自治体任せになってしまい、日本語教育を行っている自治体の負担感が強いことから、今後、広域での日本語教育の推進が必要であると考えます。

加えて、地域日本語教室は、多くがボランティア主体で運営されており、日本語教師の有資格者が不足していることや、日本語教室など多文化共生事業の立ち上げ方が分からない自治体もあることなど、課題はたくさんあります。

そのような中、県では、文部科学省の助成を受け、長野県地域日本語教育の体制づくり事業に取り組み、地域における日本語教育に関する相談対応や助言等を行う地域日本語教育コーディネーターを県下4地域に各1名配置するなどして対応していますが、県土の広い長野県全体をカバーするにはさらに増員が必要と考えます。

また、県は、来年度から新たにオンラインでの日本語教育を行うということですが、外国人にとって、日本語教室は仲間と会うことができる交流の場にもなっており、対面での日本語教室を増やすことも必要であると考えます。

そこで、県の地域日本語教育の取組に関わるこれまでの成果と課題は何か。また、今後外国人への日本語教育をどのように進めていくのか、伺います。

能登半島地震で、技能実習生などの外国人がどこに避難したらいいか分からなかったという報道番組がありました。日本ではどんな災害があるのか、どこに避難したらいいのか、どんなものを準備しておけばいいのか、救急車を呼ぶ方法など、外国人のための防災訓練が必要と考えます。災害多言語支援センターを担う災害時外国人支援情報コーディネーターの増員を含めて、災害時の外国人への支援についてどのように考えているか、伺います。

今年度、出入国在留管理庁が外国人への専門的な支援をコーディネートする外国人支援コーディネーター制度をつくり、多文化共生の施策を進める人材の養成を行っています。長野県としてはどのように人材を養成していくのか、伺います。

次に、産業労働部長に伺います。

外国人の就労受入先として、賃金が低かったり、労働条件が厳しく、日本人労働者が定着しにくい分野がありますが、こうした分野での人材確保のために外国人労働者を当てにすることは本末転倒であると思います。賃金、労働条件など外国人労働者の受入れ環境の向上についての県の取組を伺います。

次に、教育長にお伺いします。

文部科学省が行っている帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を活用して外国人児童生徒への教育の充実を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、県教委に外国人児童生徒への教育について推進する担当者を置いてはいかがでしょうか。

次に、中学校部活動の地域移行について教育長に4点お伺いします。

中学校の部活動の地域移行の目的の一つは、教員の負担を減らすことだと思いますが、そもそもこれまで残業代も出さずに働かせてきたことが問題であったのではないかと思います。しかし、その中であっても、子供たちに真摯に向き合い、子供たちの成長と教師自身の成長があったと感じます。これまでの中学校部活動が果たしてきた子供たちにとっての意義や成果、部活動を指導する教員にとっての意義や成果と言えることは何だったのでしょうか。伺います。

部活動地域移行の目的の一つについて、「地域と共に子供たちを育てる」ということですが、地域の受入れ基盤が未整備のまま移行することはできません。指導者の確保について街頭活動などを行われているようですが、特に平日の指導者の確保は厳しい状況があると思われまます。また、練習場所は優先的に学校施設を貸してもらえるのかなどの課題があると思いますが、受入れ基盤の整備についてお伺いします。

部活動の地域移行は、何をおいても子供たちのためでなければならないと思います。これまでに部活動の地域移行について子供たちの意見は聞いたのでしょうか。学校部活動の中では、選手として頑張りたいという子供もいれば、友達と仲よく遊びたいという子供もいます。また、発達に特性のある子供も、学校部活動では受け入れることができました。学校部活動は、クラスだけの友達関係から部活動を通じた友達関係に広がると同時に、競技としてのスポーツの底辺を拡大する意味合いもあったと思います。地域移行によってこうした学校部活動のよい面をどう残していくのか、お伺いします。

松本市と長野市が先行して平日の地域移行も進めようとしています。平日に学校部活動に参加し、休日に地域クラブにも参加している子供は、学校部活動か地域クラブか、どちらから中体連の大会に出場するのでしょうか。また、部活動を行っている中学校が少なくなる中で、中体連の大会運営はどうするのでしょうか。

種目によっては、中体連の大会に参加するために地域クラブの指導者が有料で新たな資格を取らなければならないなど、課題があります。県教委としてどのように受け止めているか、お伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には多文化共生施策の推進につきまして4点御質問を頂戴いたしました。

まず、外国人生活相談窓口の設置状況及び外国人受入環境整備交付金についてのお尋ねでございます。

外国人生活相談窓口の設置状況については、県の調査では、令和6年4月時点で、県を含む県内22の自治体で相談員や通訳者を配置した相談窓口が設置されております。

次に、外国人受入環境整備交付金についてのお尋ねでございます。

本交付金は、外国人からの生活相談を一元的に担う相談窓口の設置、運営に必要な相談員の人件費や事務的経費の一部に交付金を活用できるもので、県内では県を含む10の自治体に交付されております。

令和6年度におきましては、全国の自治体からの申請件数が想定を上回ったことなどから、国の予算不足が発生し、国から自治体への内示額が要望額を下回るいわゆる内示割れが発生いたしました。昨年10月の県の調査によりますと、県を含む9の自治体で内示割れとなっております。

内示割れへの対応でございますが、県では、国への要望額に対する121万7,000円の不足につきまして事務経費の削減等で対応しており、市町村においても、当初計画からの変更を余儀なくされたものと承知しております。県のみならず、市町村にとりましても、内示割れの影響は大きいことから、県では、全国知事会におけます春と秋の2回の要望のほか、他県とも共同で2回、合計4回にわたり必要な予算を確保するよう国への要望を行ってきたところでございます。今後も、国の動向を注視しつつ、引き続き国への要望を行い、相談窓口が安定して運営できるよう努めてまいります。

続きまして、県の地域日本語教育の取組のこれまでの成果と課題及び今後の進め方についてでございます。

これまで、県では、令和2年3月に策定いたしました長野県多文化共生推進指針2020に基づき、コーディネーター、日本語教師及び日本語交流員の3者が連携した人材連携型教室の普及及び人材養成を重点的に進めてまいりました。その主な成果といたしましては、これまで6市において人材連携型教室が開設されたこと、外国人学習会の会話相手などの役割を担う日本語交流員を286名養成し、人材連携型教室などで活用を図ることができたことなどが挙げられます。

一方、主な課題といたしましては、特に小規模町村においては、日本語教育の専門人材やノウハウの不足等から単独での教室設置が難しいこと、人材を確保することの難しさから人材連携型教室の普及が伸び悩んでいることなどがあると認識しております。

こうした課題を踏まえ、今後、県といたしましては、来年度から外国人県民が県内のどこに住んでいても日本語などを学ぶことができる教室をオンラインで開設するとともに、外国人が

集住している自治体などにターゲットを絞り、人材連携型教室の普及を進めてまいります。

さらに、外国人県民の増加を見据え、日本語教育における県、市町村、民間団体などの役割分担や、諸課題の解決に向けて、来年度、有識者等で構成されます長野県外国人政策検討会議（仮称）や、部局横断で設置いたします長野県多文化共生推進本部（仮称）において検討を行ってまいります。

続きまして、災害時の外国人への支援についてでございます。

県内に居住または観光で訪れます外国人の増加に伴い、外国人に対する災害時の情報提供や被災者支援などの強化、災害に備える防災教育の推進は、多文化共生を進める上での重要課題の一つであると考えております。

これらに対する県の取組といたしましては、県総合防災訓練の際に、情報の多言語化や被災者支援に対応する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を実施いたしますとともに、外国人県民のための防災講座を開催し、防災知識や意識の向上を図っております。

また、総務省が平成30年度から実施しております、発災時に情報の発信元である行政と外国人被災者をつなぐ専門人材である災害時外国人支援情報コーディネーターの養成研修を、職員が継続的に受講し、発災時に円滑な対応ができる人材の確保に努めてきているところでございます。

このような取組に加え、昨年9月に策定いたしました長野県地震防災対策強化アクションプランに掲げました災害時通訳・翻訳ボランティア（仮称）の養成研修を来年度から新たに実施してまいります。

あわせて、危機管理部と連携して、外国人に対する効果的な防災教育の実施方法について検討いたしますとともに、県や市町村の職員へも広く災害時外国人支援情報コーディネーター研修の受講を推奨するなどにより、外国人の災害時の支援の強化に努めてまいります。

最後に、多文化共生の施策を進める人材の養成につきましてお答え申し上げます。

現在、県では、地域日本語教室で活躍していただく日本語教師及び日本語交流員の養成講座の実施、行政と外国人県民のパイプ役となる地域共生コミュニケーターの登録制度を設け、行政機関や病院などへの同行などの活動を支援、市町村の外国人相談窓口の相談員等を対象とした研修会の実施などに取り組み、多文化共生に関わる人材の養成に努めております。

こうした中、人材養成の課題といたしましては、外国人が直面する課題、問題は、就労や医療、福祉、教育など多岐にわたっており、人材の確保、専門性の向上が求められること、市町村単独で外国人からの相談や支援に対応する人材を養成することが難しいことなどがあると考えております。このため、人材養成についての県、市町村、民間団体等の役割分担や、課題の解決に向けて、先ほど申し上げました長野県外国人政策検討会議（仮称）及び長野県多文化共

生推進本部（仮称）におきまして検討を行い、多文化共生を進める人材の養成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には外国人労働者の受入れ環境の向上についてのお尋ねでございます。

県内の外国人労働者は、人手不足等を背景に増加しており、令和6年10月末現在で、平成19年に届出が義務化されて以降過去最高の2万7,834人となっております。令和9年度までには育成就労制度が導入され、県内においても長期にわたり地域、産業を支える人材としての活躍が期待されるところでございます。

このため、県では、外国人材受入企業サポートセンターや外国人材受入企業マッチング支援デスクでの相談対応やセミナー開催を通じて、外国人材との相互理解の重要性や、雇用、労務に関する注意点等、企業の受入れ環境向上のポイントについて丁寧に周知し、浸透を図っているところでございます。

また、外国人材のさらなる活躍に向けては、賃金や労働条件の向上に加え、暮らしやすさの面でも外国人に選ばれる県になっていく必要があると考えております。来年度設置予定の長野県外国人政策検討会議（仮称）及び長野県多文化共生推進本部（仮称）では、外国人も暮らしやすい社会の実現に向けた議論を予定しております。

今後、より一層、産業界を含む関係機関とも連携を深めながら、外国人が働きやすく暮らしやすい地域社会となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）外国人児童生徒等への教育の充実についてのお尋ねでございます。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業につきましては、都道府県、指定都市、中核市が実施主体となって取り組む事業であり、令和6年度、長野県においては長野市と松本市が実施しております。また、中核市以外の市町村については、県が実施主体となり、間接補助により実施するものであると承知しているところでございます。

近年、外国人児童生徒は増加傾向にあり、小中学校においては、日本語指導教室を33校に設置するとともに、外国人児童生徒が多く在籍する小中学校13校に加配教員10名を配置し、学習指導及び支援を行っております。

また、高等学校においても、支援が必要な外国籍生徒や帰国生徒86名に対し、支援相談員30名を配置し、日本語指導や学校生活の支援を行っているところでございます。今後、市町村と

協議したり、高等学校のニーズを把握したりしながら、本事業の有効な活用を含めた支援の充実に努めてまいります。

また、推進する担当者につきましては、現在関係課にそれぞれ担当者がおり、連携して推進しているところでございますが、対象児童生徒数が増加傾向にあることも踏まえ、担当者の在り方については今後検討していく所存でございます。

続きまして、中学校の部活動の地域移行について4点御質問をいただきました。

子供と教員にとっての部活動の意義や成果についてのお尋ねでございます。

まず、子供たちにとっての部活動の意義や成果について、私自身が見てきた1人の生徒の成長の姿から述べさせていただきたいと思えます。

入学当初、運動が苦手で、自己表現に乏しく、プレーに自信が持てなかったAさんは、部活動に入部後、先輩や仲間の応援を励みに、日々の厳しい練習に取り組んでまいりました。そして、迎えた3年生最後の夏、自信いっぱい堂々とプレーをし、最後の試合に敗れた後、すがすがしい汗と涙にまみれながら、支えてくれた仲間や家族に感謝の言葉を述べる姿に、思わず私も胸が熱くなった記憶がございます。成功や達成、失敗や挫折、信頼と感謝など、子供たちは部活動から得た様々な経験を通して人間的に大きく成長する。ここにこそ、生徒にとっての部活動の意義や成果があるのだと思えます。

また、教員にとっての意義や成果については、私自身が、これまで多くの生徒と部活動を通して共に同じ夢を見、共に笑い、共に涙してきましたが、こうした生徒たちと今なお交流を続けており、当時を振り返りながら一人の大人となった生徒たちの成長を大変ほほ笑ましく、また、心強く感じるところでございます。生徒との人間関係がより強く結ばれ、共に成長してきたことを実感できる部活動は、教科指導では味わえない満足感や充実感、達成感があり、ここにこそ教員にとっての部活動の意義や成果があると考えております。

続きまして、指導者確保や練習場所などの受入れ基盤の整備についてでございます。

平日の指導者確保につきましては、現在、信州地域クラブ活動指導者リストへの登録を募集しており、2月5日現在で251名に登録いただいておりますが、8割が土曜日、日曜日の指導を可とする一方、平日については5割程度となっております。こうした状況から、今後、平日の地域移行を進めていくためには、さらに多くの方々の御支援、御協力が必要と考えており、引き続き指導者の確保に向け広く周知、募集等の取組を進めてまいります。

また、地域クラブ活動の活動場所については、現在、国の実行会議において学校施設の優先利用や使用料減免等のルールづくりについて検討されており、県教育委員会としましては、こうした国の動向を注視しつつ、市町村教育委員会と連携し、活動基盤の整備に努めるとともに、県立高等学校施設の使用許可についても研究するなど、受入れ基盤の充実に向けた仕組みづく

りを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子供への意見聴取と部活動のよい面の継承についてのお尋ねでございます。

子供からの意見聴取については、県教育委員会では、令和5年の6月、小学校5、6年生と中学生を対象に地域クラブ活動への期待や不安などを問うアンケートを実施し、寄せられた8,375件の回答を踏まえ、県のガイドラインを作成したところでございます。今年度内には、改めて小中学生、保護者、教職員を対象としたアンケートを実施する予定であり、引き続き主役である子供たちの意見を尊重しながら、よりよいスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、学校部活動は競技力の向上や生涯スポーツの推進にとどまらず、人間形成や社会性の向上、自己肯定感の醸成等、子供たちの成長を支える上で重要な役割を果たしてきたと認識しております。地域クラブ活動においては、こうした部活動の教育的意義を継承するとともに、活動のフィールドが学校単一から地域社会に広がることで、学校の枠や世代の違い、障がいの有無等の枠を超えたスポーツ・文化芸術活動の交流が可能となり、インクルージョンの推進に資する新たな価値の創出が期待できると考えております。

今年度実証事業に取り組む市町村の中には、実際に小学生や特別支援学校の生徒、地域の方々等との幅広い交流を目的に、多様な子供たちを包み込む地域クラブ活動に取り組む事例が報告されており、県教育委員会といたしましては、こういった好事例を広く県内に広めてまいりたいと考えております。

最後に、大会参加の選択と中体連大会の運営等についてのお尋ねでございます。

部活動の地域移行が進み、中体連大会に参加する地域クラブが増加する中、部活動または地域クラブのどちらから大会に参加するかについては、活動の趣旨から、生徒自身の自由な意思に委ねられることになると認識しております。

また、中体連の大会運営については、これまで公立中学校の教員が中心となってまいりましたが、地域クラブからの参加が増えていく中、大会の運営方法をはじめ、中体連組織の在り方や費用負担の仕組みなどを見直す必要があると考えております。

このため、本年度より県中体連が立ち上げた検討会議に県教育委員会も参画し、将来に向けた体制整備の検討を始めたところでございますが、今後は、私立中学校の教員や地域クラブの指導者、競技団体等、大会に関わる関係者と協働する仕組みを構築していく必要があると考えているところでございます。

さらに、指導者の資格取得については、知事部局において、信州地域クラブ活動指導者リストの登録者を対象に、スポーツ指導者資格の取得に関わる経費への補助を予算計上しており、地域移行の取組を一層推進できるよう、引き続き知事部局と連携しながら取り組んでまいり所

存でございます。

以上であります。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）次に、障がい者、難病患者の社会参加についてお伺いします。

毎年2月最終日は「世界希少・難病性疾患の日」で、今年は28日に松本城のライトアップが行われるほか、信州大学医学部附属病院では、パネル展示が2月14日から3月2日まで行われています。

難病患者が尊厳を持って生きていくためには、医療・福祉サービスだけではなく、社会参加が重要な要件となります。障害者手帳を持つ難病患者は障がい者枠で採用されますが、難病患者の多くは症状に波があるため、症状の固定化が難しく、障害者手帳の取得が困難な方もいらっしゃいます。また、就業先で通院のために休みを取ることに気兼ねする、遺伝性の難病であるので難病であるとも言えないなど、難病患者への就労先での理解を広げていくことも課題となっているとお聞きしました。

最初に、産業労働部長にお伺いします。

難病患者の就労支援は国が行っていますが、難病は成人になってから発症するケースが多いので、就労継続への支援が必要と考えます。長野県としてはどんな支援を行っているのでしょうか。また、就労先などでの難病患者への理解を広げることが課題だと考えますが、県としてどのような取組を行っているか、お伺いします。

次に、総務部長に2点お伺いします。

山梨県が難病患者の採用枠をつくったと聞きました。長野県としても難病患者の採用枠をつくってはいかがでしょうか。また、難病患者の方は定期的に医者に通っていて、療休枠が5年ほどでいっぱいになってしまうと聞きました。がん患者では仕事と治療の両立支援が進んでいるところです。難病患者においても治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度を含めた支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

身体、知的、精神の障がい別の県職員の任用状況はどのようになっていますか。インクルーシブな職場をつくっていく上での課題と対応策についてどのように考えていらっしゃいますか。

次に、県職員の長期療養、退職の状況についても総務部長に3点お伺いします。

11月定例議会で宮下議員からの質問にありました長野県の早期離職者が近年増えている件について、私からも質問をします。

令和5年の早期退職者は103人います。理由の内訳は、転職43人、病気13人、介護7人、死亡7人、育児5人、結婚3人、その他14人です。早期退職者のうち30歳以下が48人いて、転職が多いと思うわけですが、転職を理由とした退職について、背景となっていることについては

調査中ということですので、しっかり聞き取りをして対策を行うよう、私からも要望いたします。

介護休業制度が設けられている中、介護を理由とする早期退職者がいます。休業制度の周知や利用の呼びかけを徹底するなど、職員が介護と仕事を両立できるような職場とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

近年、長期療養者が増えていると聞いています。精神疾患を理由とする長期療養者数、早期退職者数はそれぞれどの程度いますか。こうした状況を踏まえ、増加する精神疾患の理由をどう考えていますか。職員が精神疾患となり、退職したり、最悪の事態である自殺者が出たりすることはあってはならないことです。職員が心の健康を損ねることなく働き続けられる職場づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

最後に、パラダイムシフトについて知事にお伺いします。

産業界は利益を出すことを目的として経済活動が行われていることは当たり前の話ですが、県が関わる産業政策は県民の幸せをつくるためのものでなければならないと思います。利益を出すことが第一義的であるがゆえに、CO<sub>2</sub>排出について、産業界は自律的に取り組むことが難しく、国や県の政策として展開をしている状況があります。同様に、人口減少対策についても、ゆとりのある職場環境をつくってこなかったゆえに生じている課題の一つで、この間、国の音頭で働き方改革が進められてきました。産業界にとって、CO<sub>2</sub>の排出削減にしても働き方改革にしてもコストがかかる話であるので、政治が平等にコスト負担を求めなければ公正な競争を阻害してしまうからです。

働く人の賃金は、労働力の再生産費です。再生産費の中には、明日また元気に働くことのできる再生産費も含まれていますが、次の世代をつくる再生産費も含まれています。ところが、人口減少が続くということは、次の世代をつくることのできない賃金の水準であると言えます。また、夜間・深夜労働が多いことも働く人の健康を害しやすくするなど、次の世代をつくるための労働条件となっていないと言えます。寛容な社会を目指し、パラダイムシフトをするためには、働く皆さんの賃金、労働条件の改善が不可欠であり、そのためには、産業界の協力なしには進まないと考えますが、知事の所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には難病患者の就労支援についてのお尋ねでございます。

難病を抱える方は、その病気の特性などから、症状が安定せず、決まった時間や長時間の勤務が難しい。また、自動車の運転ができないなど従事できる仕事限定される。あるいは、見た目では分かりづらい症状が多く、職場で誤解を受けやすいなど就労に関する困難を抱えており、就労機会の提供や就労を継続する上での配慮が必要でございます。

このため、県では、難病相談支援センター等で相談をお受けし、ハローワーク等の支援機関へつなぐとともに、就労に関する情報交換会の開催をはじめ、地域就労支援センターにおいて、難病を抱える求職者と県内企業とのマッチングや受入れ可能な企業の求人開拓などの支援を実施しており、地域就労支援センターの登録者の中には、治療は必要だが自分で勤務時間のある程度コントロールできる仕事に結びついた事例もあるところでございます。

また、難病を抱える方に対する職場理解の促進に向けては、職場いきいきアドバンスカンパニー認証要件の一つに、治療等と仕事の両立制度の導入を設定し、企業が難病患者を雇用するインセンティブとしているほか、今後、地域就労支援センターの企業向けセミナーなどにおいて難病患者の就労をテーマとして取り扱うことも検討しております。

引き続きハローワークの難病患者就職サポーターなど関係機関とも連携しながら、就労先での理解の浸透を図り、難病を抱える方が安心して働ける環境づくりを進め、社会参加の実現を図ってまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく5点のお尋ねを頂戴しております。

まず、難病患者の採用枠の新設と支援制度の強化についてでございます。

様々な疾病について、治療と仕事の両立ができるような環境整備は重要であり、これまでも、一部疾病について療養休暇の取得可能期間を国家公務員より長期に設定、また、治療等に当たりましても、時差勤務やフレックスタイム制の導入など、制度面を整えてきたところでございます。

難病患者の方の採用を進める上では、個々の症状や困難な事項などに配慮した上で継続的に仕事をしていただける勤務環境を整備することが最も大切と考えてございます。まずは、そうした整備等にしっかりと取り組んでまいります。難病を抱える方も安心して働き続けられるような、そうした職員のニーズや他県の取組状況等を把握し、休暇など必要な制度や職場環境の充実強化について検討してまいります。

次に、障がい別の県職員の任用状況でございます。

県では、平成30年12月に障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針を策定し、障がい者の雇用拡大に取り組んでまいりました。採用前は、障がい者の採用は年平均2名程度でございましたが、方針策定後は、身体に障がいのある方に加え、知的・精神障がいの方も対象とし、常勤の採用者数は年平均10名程度まで拡大しております。

また、会計年度任用職員の採用も拡大し、令和6年度現在任用している職員の状況は、身体障がい者の職員は107人、知的障がい者の職員は1人、精神障がい者の職員は45人となつてご

ございます。

次に、インクルーシブな職場づくりの課題と対応策でございます。

障がいのある方を含め、職員が活躍できるインクルーシブな職場づくりには、職員の障がい特性等に対する職場の同僚、上司の理解、業務との適切なマッチングと状況に応じた配慮などが重要だと認識しております。

このため、これまで、全職員を対象に共生社会づくりのための研修等を実施するとともに、庁内のバリアフリー化や障がい特性に応じた配属先の決定なども行ってまいりました。また、不安を解消し、業務が円滑に進むよう、各所属で担当者を決めての業務支援に加え、平成31年度から県庁や合同庁舎に障がい者活躍サポーターを配置し、定期的な個別相談を通じ、職場定着の支援を実施しているところでございます。

次に、県職員の長期療養、退職の状況について、まず、介護と仕事を両立できるような職場とすべきとのお尋ねでございます。

定年の引上げ等に伴い、介護に直面する職員は今後ますます増加することが見込まれ、介護を理由とした退職を防ぎ、働き続けられる環境を整備することは重要と認識しております。このため、これまでも、介護休暇、短期介護休暇、介護時間など順次制度導入を図ってまいりました。また、時差勤務に加え、来年度からは、いわゆるフレックスタイム制を導入予定であり、介護を含め柔軟な働き方ができるよう環境を整備してきたところです。

御指摘のように、こうした制度を理解いただき、活用いただくことが大事でございます。このため、県職員のポータルサイトへの情報掲載にとどまらず、人事面談時における介護が必要な職員への周知、管理職向け研修時における必要な職員の労務管理の徹底を行っているところでございます。今後は、例えば一定の年齢に達した職員個人へのプッシュ型の案内など、周知方法の工夫を図りながら、介護と仕事を両立できる環境を整えてまいります。

次に、長期療養者のうち精神疾患等による療養者等の状況、また、退職者等の状況でございます。

長期療養者数を、30日以上療養休暇を取得している職員、休職職員とした場合、直近3年間の知事部局における精神疾患の長期療養者数は、令和3年度は59名、令和4年度は72名、令和5年度は79名でございます。

次に、精神疾患を理由とした早期退職者数の状況ですが、直近3年間の早期退職者のうち、精神疾患を理由とした職員は、令和3年度は早期退職者全体68名のうち4名、令和4年度は全体91名のうち9名、令和5年度は全体103名のうち8名でございます。

理由等でございますが、コロナ禍にあつては業務多忙等を理由とする事例が顕著でございましたが、令和5年度だけを見ますと、職場の人間関係など職場に起因するものが増えているも

の、業務量の多さや業務の困難さ、個人の健康問題なども引き続き多く見受けられ、個々の置かれた状況により、複合的なものを含め、様々な要因があるものと認識しております。

最後に、健康に働き続けられる職場づくりにどのように取り組むかのお尋ねでございます。

職員が健康に働き続けられる職場づくりは、組織として重要な責務と認識しております。このため、これまで、職員のメンタル不調を未然に防ぐことを重点に置き、ストレスチェックを全職員に実施する。また、メンタルヘルス研修会の開催、専任保健師や産業医等による健康相談などに取り組んでまいりました。

加えて、近年は、職場内における心理的安全性の確保や、職員の不調に気づくことができる環境づくりが重要なことから、本年度は、新たにかえるプロジェクトからの提言も受け、課長、係長等を対象にして職場の心理的安全性の確保向上に関する研修会を行ったほか、相談のしやすさや仕事の支援の求めやすさなどの項目を盛り込んだ職場環境の実態調査を年2回実施し、その結果を職場内で共有しながら改善策を検討するなど、職場全体でこの問題にしっかりと向き合えるように取り組んでいるところでございます。

引き続き、庁内外を含め好事例の収集や普及、実態調査から得られたデータや傾向等の分析を通じ、健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、パラダイムシフトをするためには賃金、労働条件の改善が不可欠であり、そのためには産業界の協力なしには進まないと考えるがどうかという御質問であります。

信州未来共創戦略の中には、働き方、暮らし方の当たり前を見直そうということが記載されているわけであります。これまでどおりの働き方や私たちの日常の暮らしの当たり前を前提としているだけでは、人口減少下の社会にはなかなか向き合えない、あるいは乗り越えていくことが難しくなっているというふうに考えております。

例えば、若い人の賃金はこれまで相対的に抑制されてきているわけでありますが、こうしたことだと、なかなか子供を持つ、結婚しようというモチベーションにつながらない状況もあります。また、長時間労働ということが当たり前になれば、なかなかワーク・ライフ・バランスといったようなことにも取り組めませんし、男性、女性みんなで家事を分担しましょうというようなことも円滑に進まないこととなります。

そういうことを考えると、やはりこれまでの当たり前、常識をしっかりと変えていかなければいけない。まさにパラダイムチェンジしていかなければいけないというふうに考えております。その中で、御指摘いただいたような賃金の問題や労働条件の改善は極めて重要なテーマだ

というふうを受け止めております。

そして、こうしたことを改善していくためには、我々行政だけではできません。まさに、産業界の皆様方とも問題意識を共有して一緒になって行動する。そして、各企業にも主体的に行動していただくことが大変重要だと思っております。これは、県としても、先ほども長野県政労使会議の話をしました。そういう場を通じて私どもの考えをお伝えしていきたいというふうに思います。また一方で、未来のNAGANO創造県民会議を設置しております。産業界の皆様方にも加わっていただいておりますので、問題意識を共有して、同じ方向を向いてパラダイムチェンジに挑戦していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）県庁職場において、難病患者や障がい者が共に働けるインクルーシブな職場にしていくことや、精神疾患などで休職したり、退職することがないように職場にしていくことが求められています。

まず隗より始めよという古語を持ち出すまでもなく、県庁職場が寛容であることが県民の幸せをつくっていく道であることを最後にお訴え申し上げ、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後3時2分休憩

---

午後3時17分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、補聴器購入に対する公的補助制度の創設についてであります。

少子高齢化社会を迎えた日本では、人口減少と将来の経済や社会の担い手の減少、社会保障制度の持続など様々な問題に直面しています。

このような社会を活性化する一つの方策に、高齢者の社会参加をこれまで以上に活発にすることが挙げられます。一つに、加齢性難聴。加齢性難聴による機能低下は、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、孤独や認知症になるとも指摘されています。

さて、加齢性難聴者にとって、補聴器は、高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。したがって、難聴者への聞こえの支援は、社会参加の点からも重要な課題です。

2020年6月の全国市長会では、介護保険制度の提言の中で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを採択し、国に要望しています。長野県議会では、2019年6月定例会で、「加齢性難聴は、日常的な会話を困難にし生活の質を落とす大きな原因となる」「低所得の高齢者等が加齢性難聴により補聴器を購入する際の公的補助制度を創設するよう強く要請する」、この内容の意見書を全会一致で採択し、国に上げています。

私は、この項目を取り上げ、思い出すことに、現在は保険適用され、手術が、入院ではなく、外来で日帰りが主流になった白内障の眼内レンズ挿入術があります。当時、白く混濁してしまった水晶体の核を摘出し、その代わりに眼内に挿入するレンズは、眼鏡やコンタクトレンズが目の中に入るようなものとの考え方から、保険適用されていませんでした。そこで、まず運動として起こったのが、「眼内レンズに補助金を」でありました。

もう25年にもなりますが、旧四賀村でも、住民要求を取り上げた私の議会質問を契機に、1眼5万円、両眼で10万円の補助金が、当初予算ではなく、補正予算に50万ほど頭出しで盛られ、住民の皆さんに歓迎されたことを覚えています。あの当時、全国の地方自治体で「眼内レンズに補助金を。保険適用を」の運動が盛り上がり、国を動かし、実現できたのです。長い運動がありました。

さて、補聴器の公的補助ですが、全国で広がりを見せ、今日では、いよいよ東京都が2024年度から補聴器助成制度を開始しました。内容は、1人当たり14万4,900円上限、住民税非課税世帯、補助率2分の1。1人当たり7万2,450円上限、補助率2分の1。加齢性難聴に係る普及啓発、補助率10分の10。加齢性難聴に係る聴覚検診、補助率10分の10です。

長野県内でも、本年1月現在、24市町村で2万円から10万円の公的補助制度を実施しています。自治体間の格差をなくすためにも、県が市町村と連携して取り組むべきと考えるが、知事の見解を伺います。

続けて、健康福祉部長に伺います。

補聴器について、以前の質問。内容は、欧米諸国では、中程度の難聴から給付対象になっている。日本の公的給付の基準が厳し過ぎる。一人一人に合った補聴器を利用できる仕組みづくりと適切な普及に向けて県として取り組むべき。難聴のことをどこに相談すればよいか分からない状態の解消も必要。また、磁気誘導ループなど集団補聴施設の普及について現時点での状況と今後の拡大策を伺いました。

答弁では、県立の施設では、県障がい者福祉センター「サンアップル」や聾学校に設置されています。センターでは、磁気誘導ループの貸出しを行っており、県のホームページで紹介を行っています。こうした相談状況や磁気誘導ループの貸出状況を踏まえまして、今後の支援の在り方について研究してまいります。

この答弁を受け、私からは、磁気誘導ループの導入を一番望まれている場所は病院、次に駅だそうです。難聴支援は大事な問題。また時期を見て質問しますとしました。

そこで、現在、市町村役場や市立大町総合病院が磁気誘導ループを設置するなど前進していると理解していますが、正しい補聴器の利用に向けた取組を含め、磁気誘導ループ、現在のヒアリングループを普及させるなど、県のその後の研究成果を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高齢者の補聴器の購入事業についての考え方について御質問を頂戴しました。

現在の高度・重度難聴の方については、周囲の方との意思疎通、あるいは耳からの情報の取得に大きな支障があるということから、補聴器の購入費用については公費負担の対象となっております。一方、軽度・中等度難聴の方はそうした国の支援がなく、県内の一部市町村が単独で補助をしているという状況であります。

この補聴器購入に対する補助については、その意義や国や市町村との役割分担などをしっかり踏まえて考えるということが必要だと思います。個人に対する支援策は様々あるわけですが、選挙で選ばれる私たちからすれば、いっぱい支援したほうが県民から喜ばれるということとはもとよりであります。私の責任としては、やはり財政の持続可能性も考えなければいけませんし、また一方で、施策の優先順位ということも考えなければいけません。

加えて、国が取り組むべきなのか市町村が取り組むべきなのかということもしっかり考えなければいけないわけですが、やはり、この社会保障に関わるような医療や健康の部分は、どこに住んでも一定のナショナルミニマムとしての支援が受けられる必要があるのではないかとこのように思っております。

今、国においては、この補聴器の装着について、認知症の予防効果の研究が行われているというふうに聞いております。その効果なども踏まえて考えることが必要だと思いますし、また一方で、今申し上げたように、ナショナルミニマム的に取り組むべきことであれば、やはりこれは国がしっかり支援対象にすべきだというふうに思いますので、これまでも国に対して要請してきておりますが、この点については引き続き要請していきたいというふうに思っております。

東京都がこういう事業を行っているということですが、本当に東京都だけ財政力が突

出しているという状況は、もう日本全体から見たときには看過できないぐらいの差がついているのではないかというふうに思います。

ぜひ県議会の皆様方と一緒にこの東京問題に取り組んでいかなければいけないというふうに思いますけれども、我々も自分たちでの財源涵養にしっかり取り組んでいきますし、その一方で、誰の責任で取り組むべきかということをはっきり念頭に置きながらこうした支援については考えていくと。そして、財政の持続可能性も視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には正しい補聴器の利用とヒアリンググループ支援についてのお尋ねでございます。

補聴器の利用に当たっては、まず聞こえに対する不便を感じた際に医療機関を受診し、医師の指示に従って適切に補聴器を使用していただくことが大切でございます。県聴覚障がい者情報センターでは、常時間こえや補聴器等に関する相談を受け付けており、まだ医療機関を受診していない方には早期受診を勧めております。また、認定補聴器技術者による補聴器相談会を毎年開催し、様々な相談に専門的に対応しております。

次に、ヒアリンググループの状況についてですが、ヒアリンググループとは、会議や講演会等においてマイクから音声をクリアに補聴器に届ける設備で、持ち運び可能な携帯型と建物の床下に埋設する設置型がございます。

携帯型については、県聴覚障がい者情報センターにおいて貸出しを行っており、貸出実績としては年平均2.8件となっております。また、設置型については、福祉のまちづくり条例に基づき、平成28年から新施設には客席への設置を努力義務とし、県立美術館には設置済み、現在建設中の松本平広域公園陸上競技場には設置予定となっております。

一方で、近年は、ヒアリンググループ以外にも、Bluetooth対応型の補聴器や音声認識アプリの普及、窓口にはパーソナルスピーカーの設置等コミュニケーション支援機器の多様化が進んでおります。引き続き早期受診の勧奨を含む丁寧な相談支援に努めるとともに、支援機器の多様化を踏まえて、障がいのある方一人一人に適した情報保障の在り方について研究を深めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）東京都の話がありました。国が、市町村がと答弁されましたが、その次に長野県もとなっていたいただきたいと思います。今年の4月から、坂城町、原村も補聴器の公費

助成の実施を予定していますし、他にも動きがあります。県が後押しすることで確実に広がる施策だと考えます。正しい補聴器の利用に向けた取組についても、より深めるため、頃を見て質問したいと申し上げ、次の項目に移ります。

次の質問項目は、健康保険証についてであります。

病院窓口での声かけ、「マイナ保険証をお持ちですか」は、まるで強制されているよう。中には、マイナ保険証がないと病院にかかれぬと誤解して、不本意ながら登録したという人もいます。病院で診療の順番が後になると言われ、登録された方もおります。

経過措置として、昨年12月2日以降も有効期限内は現行の保険証が使えるとのこと。その間、医療機関などの窓口では、マイナ保険証、現行の保険証、資格確認書の三つが混在することになりますが、県民の皆様には、まずは12月2日以降も現行保険証が使用でき、今までと変わらず医療機関での診察が受けられることを明確に伝えることが重要だと考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、健康保険証に関連して、新規発行終了後も健康保険証を使用できることの周知について御質問がございました。

議員御指摘のとおり、県といたしましても、有効期限内の健康保険証や資格確認書など、マイナ保険証をお持ちでない場合の受診方法について周知していくことは重要であると認識しております。

県では、これまで、県公式ホームページやSNSを活用し、健康保険証の新規発行終了後もこれまでどおり保険診療を受けられるとの広報を行ってきたところでございます。引き続き全ての方が安心して医療機関を受診できるよう、機を捉えて、県民の皆様への丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）ぜひ正しく伝えていただきたいと思えます。昨年暮れに、マイナ保険証が来年度2,750万枚期限切れの報道。電子証明書は、5年に1度は役所に足を運び、カードに内蔵された電子証明書を更新しなければなりません。

政府のなりふり構わぬこ入れで、5年前、1,917万枚のカードが発行されましたが、既にマイナ保険証の有効期限が切れていたとの報道がある中、今年4月から2,750万枚と桁違いが期限切れとなります。経過措置が取られると承知していますが、また一つ、医療機関窓口での混乱が懸念されます。12月2日以降使えなくなると勘違いしていた方々を考えると、後期高齢者や国保加入者が有効期限を迎える今年の7月にかけて、さらに混乱が予想されます。政府

与党内にさえ十分に理解が浸透しているとは言い難い状況とと思っている方々もいるのではないのでしょうか。

共同通信デジタル弱者問題取材班、1月14日付の報道によると、日本視覚障害者団体連合会長の竹下義樹さんが、「マイナ保険証で本人確認する場合、カード読み取り機で顔認証や暗証番号入力が必要だが、視覚障がい者はいずれも難しい。顔認証では枠内に顔を入れることができないし、たとえ認証できたとしても、音で合図がないから分からない。現行の保険証が廃止され、医療を受けにくくなるなどの不利益があるなら、それは人権問題だ。国は一度決めた方針を変更し、自分たちの間違いを認めることを恐れているのではないか。政府は目視での本人確認を容認しているが、初めから使えない人たちを例外に追いやっており、適切ではない。読み取り機には音声ガイド機能がついていない機種もあり、障がい者の困り事に対応する合理的配慮も不十分。誰もが病院にかかれる国民皆保険制度の崩壊はあってはならない。本来、デジタル化は、高齢者や障がい者にとって便利なものであるべきだ。一部の人を置いてきぼりにしたままの社会進歩はあり得ない」と。これは大切な問題提起ではないのでしょうか。

重度の障がい者や要介護の高齢者の多くが日常的に医療を必要とする人たちです。現在開会中の通常国会には、立憲民主党が、マイナンバーカードと保険証が一体化したマイナ保険証をめぐり、従来の健康保険証発行の復活法案を提出しました。法案では、一旦健康保険証の発行を復活させてマイナ保険証と併用し、マイナ保険証が安全で確実に利用できるための環境整備や国民の利用状況などを勘案して、改めて健康保険証を廃止する時期を検討する内容です。

この営み、国民世論の後押しがあつて法案提出になつたと思っています。ここまで来ました。私は、この場で何回かただしてきましたが、改めて、国は従来の保険証とマイナ保険証を併用させた上で、デジタルを使うのが最も困難な人たちの視点から制度を設計し直さなくてはならないと断言しますし、まずは安全性と信頼性を高めていくことが欠かせないのではと思っています。

現行の保険証が有効期限を迎える前にマイナ保険証への一本化を見直し、運転免許証のように併用できるようにすべきと考えます。県としても健康保険証の復活と併用を国に求めているのですが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 国に対する健康保険証の復活と併用の要請についての御質問でございます。

健康保険証のデジタル化には、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供など多くのメリットがあることから、推進していくべきものと認識しております。

また、障がい者など配慮を要する方のマイナンバーカードの取得につきましては、来庁が困

難な場合の代理人への交付、受診については、暗証番号の入力や顔認証が困難な場合の窓口職員の目視による資格確認など一定の措置が講じられているところでございます。

県といたしましては、復活法案に対する国の動向を注視するとともに、県民の皆様が安心して受診できるよう、引き続き制度の丁寧な周知やマイナ保険証の円滑な運用に向けた国への要望を実施してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）残念ながら推進との答弁がありました。マイナ保険証解除5万8,000件、こんなに多くの方々を取り下げています。また、マイナ保険証が医療費や社会保障費の抑制に資する、助けとなるかのような主張がありますが、これに対し、保険証廃止の撤回を訴える保団連事務局次長の本並省吾さんは、どんなロジック、論理でマイナ保険証が医療費を抑制するというのか、理解に苦しむ。マイナ保険証は、端的に言えば、医療機関の入り口での資格確認の方法を変えただけ。医療費の適正化はレセプトデータの利用によって既に行われており、重複投薬などもチェックできる。医療費抑制と言いながら、マイナ普及に1兆円、2兆円、3兆円、4兆円、兆円単位の予算をつぎ込む政策を無駄とは思わないのでしょうかと言っています。私も全く同感ですと申し上げ、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

会計年度任用職員の処遇は、給与面や期末・勤勉手当支給で改善が図られていると承知しています。それでも正規職員と給与格差があります。繰り返しになりますが、資格を持ち、経験を積み、県行政に貢献していることを評価し、正規雇用に道をつけていくべきと重ねて、以下、それぞれお聞きしてまいります。

4月の消費生活センター集約では、相談業務はもとより、消費者教育から啓発、情報発信、市町村支援までを一体的に統括すること、総合的な消費生活センターとして県内消費者行政の推進に中心的な役割を果たしていくこと等から、センターには、消費生活相談員のほか、市町村消費者行政推進支援員を増員すること、消費者被害の未然防止に当たる消費者教育アドバイザーを配置して相談体制と市町村への支援の強化、消費者教育の充実を図ることなど準備が進められていることと思います。

あわせて、業務量や専門性を踏まえ、消費生活相談員の正規職員化を検討されていることと思います。検討の状況を県民文化部長にお聞きします。

次に、私たち共産党県議団は、昨年11月に県立図書館に伺い、図書館長と懇談し、図書館を

視察しました。県立長野図書館には様々な空間と居場所があり、1人で、あるいはみんなで心地よく過ごすことができる図書館の魅力を感じました。県立図書館には、過去から現在に至るまで、信州の近代の110年にわたって集められた70万点に及ぶ本や資料があること、様々な資料やデジタルアーカイブやウェブサービスも整えられているとお聞きしました。

多くの蔵書と様々な資料や新たなツールを使っていくにはどうするか。図書館長は、皆さんのそれぞれの世界の再発見をお手伝いする司書がいますと言われました。図書館司書の役割は、デジタル化や多様な利用者ニーズの対応でますます重要になっています。専門性も高い司書の安定した身分保障が必要だと考えます。県立図書館における正規図書館司書の割合を伺います。また、サービスの質を維持するためにも、会計年度任用職員の正規職員化を求めたいが、いかがか。教育長に伺います。

次に、福祉医療について伺ってまいります。

長野県では、子供医療費の助成対象年齢を2022年度に未就学児から小学3年生に引き上げ、さらに、今年度は小学3年生から中学3年生まで対象年齢を拡大したことを歓迎します。県が助成対象年齢を引き上げたことは、市町村からも歓迎、評価されていることと思います。

市町村では、子供医療費に充てていた財源を生かしてほかの子育て支援策を拡充することも可能になりました。具体的にどのような子育て支援がされたのかなど、市町村の反応や意見を伺います。また、県は市町村の取組をどのように受け止めているか、健康福祉部長にお聞きします。

次に、入院時の食事療養費について伺います。

改めて、入院時の食事療養費は、医療の一環として入院患者に提供されているのであって、単に食事の提供ではないのに、なぜ入院の医療費と食事療養費を分けて入院の医療費のみに福祉医療費を助成しているのか、伺います。

また、この間、食材費が高騰している中で、食事療養費は今年度30円引き上げられ、来年度は20円引き上げられるとのことのようなようです。実施されれば、2年間で1食50円の引上げとなる見込みです。入院時の食事療養費負担が重くなります。

また、食事療養費の自己負担限度額への助成を行っている市町村は県内では13自治体ですが、全額あるいは2分の1、所得制限など、助成の内容が異なる現状を県はどのように捉えているのか、お聞きします。県として入院の食事療養費の助成を行うことを検討していただきたいが、健康福祉部長にお聞きします。

県が子供の医療費の対象年齢を大幅に引き上げたことで、今年度は1レセプト500円の自己負担金を廃止し、完全窓口無料化する市町村の動きが広がり、今年1月に松本市でも自己負担金をゼロにし、27市町村になったと聞いています。来年度にはさらに自己負担金をなくす自

治体が広がるようです。

子供医療費は、長年にわたり窓口無料化を求める署名活動などが取り組まれてくる中で、償還払いから自動給付方式、さらに現物給付へと制度の見直しが行われてきました。また、子供の対象年齢も段階的に引き上げられ、全県で高校3年生にまでなりました。

福祉医療制度の制度変更をする際は、県と市町村で検討がなされてきました。現在1レセプト500円の自己負担金においては、これはそろそろ全額無料にする。ここに来て、自己負担金をゼロにする自治体が広がっていることを踏まえ、これからさらに広がっていくと考えられる中で、県と市町村で自己負担金500円をなくすための検討、協議をするときが来ているのではないかと考えます。知事の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には消費生活相談員等の処遇改善と正規職員化の検討状況についてお尋ねをいただきました。

県議会11月定例会での答弁の後、庁内での検討を経まして、相談の担い手である消費生活相談員等の令和7年4月からの報酬額につきましては、令和6年4月時点と比較して約15%、年額にして40万円程度引き上げてまいります。

また、相談業務を担う消費生活相談員及び市町村の体制整備を後押しする市町村消費者行政推進支援員について、それぞれの業務を統括する主任職を設けまして、その職に新年度から計2名の正規職員を任用してまいります。既に採用募集を行っておりまして、現在選考作業を進めているところでございます。

こうした処遇改善を通じまして、意欲を持って仕事に取り組んでいただける環境を整えることによりまして、消費生活センターの機能強化を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 県立図書館の会計年度任用職員についてのお尋ねでございます。

県立図書館に勤務する図書館司書は24名であり、そのうち正規職員の司書は9名、そのほかにカウンター業務を担う会計年度任用職員の司書が15名おり、正規職員の割合は約4割となっております。

会計年度任用職員の内訳は、8名がフルタイム、7名がパートタイムとなっており、職務内容によって、会計年度任用職員の配置が適している場合やパートタイムだから働けるという方がいることも事実であり、会計年度任用職員は一定程度必要であると認識しているところでございます。

今後は、県立図書館のサービスの向上、機能強化を図るため、職員に対する研修の充実など

により職員の資質向上を図るとともに、多様な県民のニーズに対応できるよう、必要に応じて職員の雇用形態の見直しについても検討してまいり所存でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には2点お尋ねがございました。

初めに、子供通院医療費の県補助対象の拡大に対する市町村の反応についてでございます。

子育て家庭応援プランの取組の一つとして実施した子供の通院医療費の助成拡大については、これにより生ずる余剰財源の活用により、市町村にはさらなる子育て支援の強化、充実を期待したところでございます。

昨年12月に実施した調査では、約7割の市町村から、子供医療費の助成の充実をはじめ、保育料の軽減や出産祝い金の増額などに財源を活用したとの回答をいただいたところであり、県としても子育て施策の推進に一定の効果があったものと認識しております。

次に、入院時食事療養費に対する助成についてでございます。

入院時食事療養費については、従前は福祉医療の助成対象としておりましたが、財政負担が大きいのといった市町村の声などを受け、制度の持続可能性等を考慮の上、平成15年から県補助の対象外とし、市町村が独自の判断で助成の要否を判断すると整理した経過がございます。そうした経過を踏まえ、市町村ごとの判断により、現在一部において助成がされているものと認識しております。

在宅療養者との負担の公平性や、住民税非課税世帯に対する軽減措置が講じられていることを踏まえ、県といたしましては、現時点では一定の助成再開は慎重に検討すべきものだと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子供医療費制度の自己負担金をなくすよう市町村と協議を行ってはどうかという御質問でございます。

人口減少の中で、子育て世帯の経済的負担の軽減は、私としても大変重要な課題だというふうに考えておまして、子供医療費助成についても順次補助対象を拡大してきました。昨年4月からは、御質問にも引用いただいたように、中学校3年生まで通院の補助対象を拡大ということで、市町村と共に子育て家庭への支援に努めてきたところであります。

しかし、一方で、この子供医療費制度は、全国的に自治体間の過度な競争になっているのではないかとといったような問題、あるいは、財政力が違うことによってサービス格差が生じているのではないかと様々な疑問の声があります。特に、長野県に限らず、全国の市町村長と話をすると、過剰な競争になっているのではないかと御議論があります。

実際、都道府県レベルの対応を見ても、令和6年4月1日現在ではありますが、対象年齢が、例えば、入院において、小学校就学前のところはまだ15県ございます。通院でも19県、小学校就学前、小3、小6というところで区切っているところもあります。また、所得制限についても、本県は所得制限なしではありますが、所得制限あり、あるいは一部ありという都道府県が22都道府県ということで、都道府県によって制度がかなりばらばらであります。

先ほども補聴器のところで申し上げたように、さすがにこれだけ子供の数が減ってくると、子育て家庭の負担軽減が重要な課題だということで、全国の都道府県、市町村が押しなべてこの取組を行っているわけですから、そろそろ国がしっかり対応すべきではないか。これは、さきの総選挙のときも、私は、全国知事会を代表して各政党の政調会長のところを回って、国の責任として、ナショナルミニマムとして行うべきものはぜひ国で制度化してほしいということをお求めさせていただいたところでございます。

この子育て世帯の経済的負担軽減については、子供医療費の問題に限らず、長野県としても引き続き市町村の皆さんと一緒に幅広く検討していきます。一方で、これだけ全国が取り組んでいるものはもう既にナショナルミニマム化していると言っても過言ではないというふうに思いますので、重い腰をしっかりと上げていただけるように引き続き国に対して制度化を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）会計年度任用職員の正規雇用についてですが、地方公務員法により、勤務時間の要件と従事する業務の性質に関する要件、この二つの職の整理が壁になっています。職の整理の壁を長野県から壊してほしいと申し上げて、次の質問に移ります。

障がい者の医療費について、同じ福祉医療制度でありながら、障がい者医療費はいまだに窓口で医療費の支払いを求めていることに、いつまでこのような状況を続けるのか、子供医療費と同じく現物給付にしてほしいと思い、質問します。

障害によって、医療を受けるため、遠距離の通院、車椅子やストレッチャーでの移動と、御本人や御家族の負担が大きいことは、知事をはじめ健康福祉部長も御存じのことです。さらに、障害の治療やリハビリに多額の医療費がかかり窓口の負担が大きいこと、就業先での賃金が低いことなど、経済的にも不安をお持ちの皆さんです。

福祉医療費で医療費は既に助成がされているのに、自動給付方式では、医療費を窓口で支払わなければならない、負担です。現物給付にするネックは、国保減額調整措置、いわゆるペナルティーによって県や市町村の財政に大きな負担が生じることだと言いますが、障がい者がお金の心配なく医療を受けられることが求められています。障がい者医療費の現物給付を実現して

いただきたいと思います。健康福祉部長に伺います。

障がい者の福祉医療のうち、身体・知的障がいは入院医療費まで助成対象になっています。ところが、精神障がいの入院医療費は対象から外されています。なぜ精神障がいの入院医療費が対象にならないのか、伺います。精神障がい者の福祉医療を実現する会の方々が県に要望すると、精神障がいの入院が福祉医療の対象になると入院患者が増える、入院が長期化するなどと県の見解が示されるとお聞きしました。しかし、精神障がい者の入院医療費まで福祉医療を実施している都府県では、入院の福祉医療実施前と以後で入院患者数が増えてはいません。医療費の不安なく治療できる環境を整えるよう、精神障がい者の入院医療費の制度の在り方について当事者参加で検討していただき、入院も福祉医療に含めていただきたいと思います。健康福祉部長に伺います。

次に、米について伺ってまいります。

昨年来、日本人の主食の米がお店から消えて買えない。米の価格高騰が続き国民生活を直撃し、大きな関心事になっているにもかかわらず、今議会、農政部長の議案説明のお米に関する記述は、水田における戦略作物の作付や畑地化による高収益作物の導入などと、お米を取り巻く状況に危機感が感じられず、残念に思います。

昨年8月、お米が買えない令和の米騒動に対して、政府は、お米の在庫はある。新米が出回れば解決するという姿勢を取り続けたため、お米価格の高騰を招いてしまい、新米が流通してもお米の値段は下がらないどころか、高くなるばかりです。昨年2月と比べ、現在の米の価格は1.9倍に高騰しております。政府はようやく備蓄米の放出をすることになりましたが、政府の対応について、全国世論調査では、「遅い」「どちらかといえば遅い」が81%に上ります。備蓄米が放出されても、消費者が安心してお米を買える価格になるか、疑問視されています。米の高騰の影響は、長野県民の暮らしや食品産業、飲食店など広く及んでいます。米の生産サイドから見て、この価格上昇の状況をどのように捉えているか。農政部長の見解を伺います。

これだけお米がないのに、農水大臣は、米自体がないという認識はない。投機目的の業者がスタックさせていると衆議院予算委員会で答弁しましたが、私は、米不足の認識がなければ今年の米の作付に大きな影響が及ぶと危惧しています。

長年にわたって、需要と供給が大きく違わないように、米余りにならないように、減反、生産調整を米政策の柱にしてきたにもかかわらず、生産者は、米価下落で再生産ができないところまで追い詰められてきました。

農水省の統計調査で、23年の水田作経営の農業所得は年収9.7万円、時給換算で100円、22年は年収1万円で時給10円。米農家は10年もこの状況で、米つくって飯食べねえ。これでは米農家の跡を継がせることはできないのではないのでしょうか。

そもそも、米の生産量が足りないことが招いている今の米高騰の状況において現在も米の高騰が続いていることにおいて、このような状況を防ぐため、県として価格の安定化に向けた対策を生産サイドからも講じるべきだと考えます。農政部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がい者の医療費についてのお尋ねでございます。

初めに、障がい者の福祉医療の現物給付化についてでございます。

障がい者を対象とした現物給付の導入につきましては、市町村や関係団体等からも多くの御要望をいただいております、県としても重要な課題と認識しております。

一方で、導入に当たりましては、議員のお話にもありましたように、付加給付の停止や国民健康保険の減額調整措置により生じる財政負担が大きなハードルとなっております。県の試算では、県と市町村に新たに生じる負担は年間約13億円以上と見込まれ、子供医療費と比べましてもその影響が大きいことから、慎重に検討する必要があるものと認識しております。以上の点を踏まえますと、現物給付化には、まずは国民健康保険の減額調整措置の廃止が不可欠であると考えており、国に対して引き続き強く求めてまいります。

次に、精神障がい者の入院医療費への助成についてでございます。

直近では、令和3年8月に、それまで精神通院に限定していた通院医療費の補助対象を全診療科に拡大するなど、徐々に制度の充実を図っているところでございます。議員御指摘の入院医療費の助成につきましても、現物給付化と同様多くの御要望をいただいております、県といたしましても重要な課題と認識しております。

一方で、県の試算では、新たに年間約1億6,000万円の県負担が生じることから、制度の持続可能性に留意しつつ、市町村の意向も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には米問題について2点御質問をいただきました。

まず、米の価格上昇に対する生産サイドの受け止めについてのお尋ねです。

生産現場では、これまで、生産資材が大幅に高騰する中、米価は横ばいの状態が続いていたことから、ようやくコストに見合った再生産可能な水準に戻ったとの期待の一方で、急激な価格上昇による消費の減退が心配等、異常な価格高騰への懸念もあります。農家や県内卸売業者からは、これまで米の取扱いのない異業種の業者が生産地に買い付けに入っている。また、卸売業者間の取引価格が急騰しているとお聞きしています。

国も、流通がスタックしていて消費者の方々に高い値段でしか提供できていない。流通に問

題があるとコメントしており、店頭価格の高騰分の多くは流通段階で発生し、必ずしも全てが生産者の所得に結びついていないと認識しています。

現在行われている国レベルでの生産コストに見合った適正価格の検討の中で、生産者、消費者、双方が納得感のある価格帯で安定供給される重要性について国民的議論がなされ、持続的に米の生産が営まれる環境が整うことを期待しているところでございます。

次に、米の価格安定に向けた生産サイドの取組についてのお尋ねです。

価格高騰の発端となった昨年8月から9月の米不足の要因の一つは、高温下での品質低下による5年産主食用米の供給量の減少であります。価格の安定には、まずは需要に応じた生産により、安定的に供給していくことが重要であり、これは生産サイドの責務と考えております。このため、県では、近年の気象変動の中でも安定生産できる品種や技術の開発と普及、農業農村支援センターによる農家個々への最新の情報提供や技術指導等を行っているところでございます。

また、国及び県内の在庫状況や需給動向等を踏まえ、令和7年産の米の生産数量の目安値を、令和6年産から2,604トン、面積にして521ヘクタール増やした17万9,307トンと設定をいたしました。

これら取組と併せ、今回の補正予算案にも、乾燥調製施設の再編集約への支援を計上しており、米生産の基盤整備も加速化させ、安定供給できる持続可能な産地づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁いただきました。

障がい者の福祉医療制度の在り方については、ぜひ当事者を交えて検討していただく機会をつくっていただきたいと要望を申し上げておきます。

お米については、市場任せの無責任な米の政策の下で、今年も深刻な米不足になりかねないと心配しております。生活困難でお米を買えない人が増えています。政府が安定供給に責任を持ち、ゆとりある需給見通しを立てて生産と備蓄を拡大する。そのためには、食料自給率向上を最大の目標に据えて、価格保障や所得補償など農家が安心して営農できる基盤を整えることを要望して、私の質問の全てを終えさせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時7分延会